

会議録

令和2年第3回更別村議会定例会

第4日（令和2年9月16日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件
- 第 3 意見書案第 8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件
- 第 4 意見書案第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件
- 第 5 意見書案第10号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の件
- 第 6 村政に関する一般質問
- 第 7 議員の派遣の件
- 第 8 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	安部昭彦
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	企画政策課参事	高田大資
産業課長	本内秀明	住民生活課長補佐	岡田昌展
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	石川亮	診療所事務長	酒井智寛

教育委員会 小林 浩 二
教育次長

農業委員会 川 上 祐 明
事務局次長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高 橋 祐 二
書 記 加 藤 廣 衛

書 記 高 瀬 大 輔

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第57号

- 議 長 日程第2、議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件を議題といたします。

議案第57号について委員長に審査報告を求めます。
松橋総務厚生常任委員長。

- 松橋総務厚生常任委員長 委員長報告を行います。

第3回定例会において総務厚生常任委員会に付託をされました議案について、9月10日、担当課長、課長補佐の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告をいたします。

議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による企業からの寄付金を適正に管理運営することを目的としてこの条例を制定するものです。慎重に審査をした結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で審査の報告といたします。

- 議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第57号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第57号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第57号に対する委員長報告は可決であります。議案第57号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は可決されました。

◎日程第3 意見書案第8号

○議長 長 日程第3、意見書案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 意見書案第8号の提案理由を申し述べます。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本村をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、小谷議員、太田議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第9号

○議 長 日程第4、意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう求めるため、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、小谷議員、松橋議員、安村議員、織田議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第10号

○議 長 日程第5、意見書案第10号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安村さん。

○6番安村議員 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずることを求めるため、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、小谷議員、松橋議員、太田議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第10号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 村政に関する一般質問

○議 長 日程第6、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 議長の許しを得ましたので、旧レストラン白樺の現状と方向性について村長に質問させていただきます。

平成28年に寄付を受けた旧レストラン白樺の現状は、施設の近くまで樹木が繁り、レストランは窓ガラスも割れるなど廃虚に近い状態となっています。この白樺は、昭和49年に楽園ファームレストラン白樺として営業開始、その後温泉、遊歩道、キャンプロジなどを整備して、当時はこれまでの更別村にはない新しい観光産業と期待されましたが、オイルショック以来の不況で利用者の減少が続き、昭和53年に営業を民間の会社に委託し、61年に休業しています。翌年には民間の会社に売却して営業を再開するも、平成8年に営業休止となり、平成10年に土地を買い戻し、翌年11年に民間の病院に売却、そのときに保養所も建設されていますが、平成28年になって施設、土地を村に寄付されています。このような歴史ある施設の寄付を受けるに当たって、村としてもその当時は活用の見通しがあったと思いますが、またその後においても調査検討が進められたと思います。しかし、現状は、多少の管理は行われていますが、大変残念な状態となっています。美しい村づくりを進め、まして村内唯一の冬の観光地の近くにこのような村所有の建物があることはいかががかと思います。

この旧レストラン白樺を含めた施設を今後民間の力を借りて再利用されるのか、あるいは解体などして自然に戻すのか、またほかに現状を打開する道があるのか、村長にお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの旧レストラン白樺の現状と方向性についてのご質問にお答えをしたいと思います。

旧レストラン白樺につきましては、昭和40年代に計画をされました楽園ファーム構想に

基づき、昭和48年にレストハウスとして建設され、昭和49年にオープン、昭和50年には温泉ボーリング工事が完了いたしました。その後オイルショック以来の不況が続き、次第に利用者が減少したことから、昭和53年5月に村の直営を休止し、民間に経営を委託することになりました。しかしながら、売上げも振るわず、昭和57年には営業を休止いたしました。その後昭和62年に土地、建物を民間企業に売却し、営業が続けられたものの、平成8年に再び休業状態となったことから、村は平成10年、売却先から土地、建物を買い戻し、平成11年、別の方に売却をいたしました。新たな所有者は、敷地内に鉄骨造りの建物を建設し、保養所として活用しておりましたけれども、平成28年、村に対し土地、建物を寄附したいとの申出があり、これをお受けしたところであります。

村では、土地、建物の利活用に関し、土地利用会議におきまして、購入希望者がいるのであれば売却する方向で確認をしたところでありますが、同時に村としての利活用の可能性についても検討を行ってまいりました。現在のところ村としての具体的な利活用の方策を見いだすには至っておりませんが、購入希望の申出があった場合につきましては購入希望者の利活用の内容を見極めた上で適切に売却することを視野に入れて検討したいと思っております。敷地面積が2,651平米と広く、景観に配慮するような行き届いた管理を行うには費用もかかることから、なかなか難しく、現在は必要最小限の管理にとどめているところであります。

しかしながら、織田議員さんご指摘のとおり、雑草も生い茂り、建物は老朽化から損壊が著しく、景観上の問題があること、また防火、防犯の観点からも決して望ましい好ましい状態ではないことは認識しております。建物につきましては、仮に購入を希望する方に売却することになった場合には、その利活用を売却した方に判断していただくこととしていることから、取壊しなどは行わず、寄附を受けた状態を維持してまいりました。基本的には売却する場合には現状のままと考えておりますが、建物のうち、旧レストラン白樺につきましては損壊が激しいため、今後取壊しも検討しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ありがとうございます。ただいま村長の答弁では、売却を基本に検討しているようですが、寄附を受けてから今まで3年たっております。その間にいろいろ検討はされたようですが、利活用について、あるいはブランディング調査等もあったと思えますけれども、その調査検討した結果が見えてきておりませんし、また売却についても購入希望者を募集したとは思うのですけれども、どのように募集されていたのか、あるいはどれだけの数の応募があったのかも見えてきておりません。また、仮に売却するにしても、先ほど村長も言われておりましたけれども、購入される方がどのように利用されるのか、取りあえず購入して権利だけ持っておこうというような形で購入されては、要するに購入者に村が丸投げするような状態であってはよくないと思いますので、その辺は内容をしっかり吟味する必要があると思います。

また、売却するという事で今後何年も現状の状態で行くということは、維持管理費も当然必要になり、かさみますし、それより更別村には平成15年に制定された景観保全条例があります。その条例に村の建物が触れるのではないかという問題があると思います。それで、せめて、先ほど言われていましたけれども、一番状態の悪いレストラン白樺については私は今すぐでも取壊しの検討を始めるべきだと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんからご指摘幾つかありました。

1点目ですけれども、施設の利活用について、村として利活用について検討してきたけれども、それが見えていないよというお話ありました。大変申し訳ありません。村としてもアイデアを出して、できるだけ可能性があるような部分については検討はしてまいりました。人口増加に向けた対策としては、お試し体験住宅にしようとか、温泉施設もあるわけですから、シェアハウスとか温泉施設、経済活動に関する拠点としては、現在もちょっと検討しておりますけれども、サテライトオフィスとか短期滞在型のシェアオフィス、またさらべつブランディングプロジェクトの委託先であるスノーピーク社からはグランピングのできる温泉つきキャンプ場といった提案も受けてはおります。様々な利活用案を検討してまいりましたが、決定的な利活用策が現在のところなく、本当に申し訳ないですけれども、事業提案には至っておりません。温泉の改修もあって、イニシャル、初期投資ですか、に対して、それとランニング、維持経費が大きく、十分な利用がないとこれは認めないということで、それぞれ本当に定量的なニーズを把握をするとか、事業者、参入希望される方とのそういうマッチングについてもしっかりと検討しなければいけないというふうに考えております。

民間の方の動向でありますけれども、これまで温泉があるということで関心を示された民間企業が幾つかあって、現場を見学されております。1つは、温泉つきキャンプ場提案のスノーピーク社、これ大変皆さんにご迷惑かけましたけれども、観光牧場のお話がありまして、そこが一回アハルテケの管理人住宅の提案ということでありました。続いて、今は出所者更正施設、福祉事業です。それと、芸術家活動拠点ということで、そこに芸術家に来ていただいて、そこで創作活動等をしてもらう。あるいは、食肉加工施設ということで経済事業を行いたいというような部分もあります。出所者更正施設から今言った食肉加工については、本年度視察に見られております。現状のまま購入されるのもありでしょうけれども、例えば温泉を活用した集客など、村の活性化につながる新たな提案内容であれば必要に応じて連携あるいは協力できるように、本当に精力的に検討を進めていかなければいけないというふうに考えております。

また、旧レストランのほうです。これについては、織田議員さんご指摘のとおり、私もちょくちょく行っているのですけれども、昨日もまたちょっと行ってきたのですけれども、本当に現状は耐え難い状況であります。だから、こちらのほうの別荘のほうは鉄筋ということもありまして、外壁ちょっと傷んできていますけれども、駐車場の関係とかはまだまだ維持、継続できるというようなこともあるのですけれども、月1回ほど草刈り等々を行っている

のですけれども、ご指摘のあった点、景観保全条例に抵触するという見方も、これは本当に考えていかなければいけないということでもありますし、場合によってはこれは解体も含めて検討しなければいけません。ただ、村としては購入業者の方には、お話があったときにはその解体も含めて購入を検討いただけませんかということでは提案をしておりますけれども、その辺については本当に実直に受け止めさせていただきまして、保全条例抵触等にこのまの状態が続くようであれば、これはいかんともし難いことですので、何らかの手を打たなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 最後ですけれども、今村長から、大変いろんな会社が興味を示されてきているということなのですけれども、特に最近コロナウイルスの関係で働き方や会社の在り方の変化が現れてきております。特にサテライトオフィスですとか、テレワーク、あるいはインターネットがあれば都市部の事業者も地方で仕事ができる状態に、そういう雰囲気になってきております。

そこで、先ほど村長も言われましたけれども、保養所、大変立派な施設です。私も見してきました。外観は少し傷んでいるのですけれども、中は本当に立派で、また特に温泉もついている。そしてまた、部屋数も多いということで、その上今度空港からも大変近いということで、大いにそういうことをアピールするとともに、今回の光ファイバーどうなっているか分かりませんが、インターネット、光ファイバーなども取り入れやすい条件を整えて、そしてまた北海道は、今特に日本は高温化と言われてはいますが、涼しい気候ですので、先ほど村長も言われましたけれども、新しい企業の職場、あるいは企業の別荘みたいな感じで利用させていただきたいなと私も思います。そういう観点で皆さんからいろんなアイデアを募集して、今ある村のホームページとか、あるいはインターネットを活用して大いに全国で紹介していただきたいなと思います。正直言って何もしないで購入者を待つよりは、いろんな整備等をして、どうですかというアピールをしていくことも必要だと思います。それで、何年かたって、それでも全然利用者がいないときは、先ほど言ったように次の選択肢も残念ながら考えなければならぬかなと思いますけれども、これを最後に質問を終わらせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんおっしゃるとおりでして、保養所の関係でいえばご紹介していますし、今東京のほうからコロナ禍の状況においてサテライトオフィスとかテレワークとかということで、来た方々については随時ご案内をして、こういう施設が村にありまして、実は温泉もありましてというような、すごく、ああ、すばらしいですねというようなことで、中もロフトを合わせると26人ぐらいは泊まれるというような、食堂もありますし、本当に活用をしっかりと図っていかねばいけないというようなことと、この間先月20日の日、N T T東日本さんと、準備が早かったものですから、早めに協定ができて、光ファイバー着手

をしました。当然全域に行きますので、その部分も含めて今のテレワークに資するようなこともしっかりやっていけるのではないかというふうに思っています。

ご指摘がありましたとおり、しっかりと発信をして、待ち、受け身ではなくて積極的に、売り込みと言ったら語弊がありますが、こういう利活用ができますよ、そういう施設がありますよ、交通状況も空港から非常に利便性が高く、景観はちょっと直さなければいけませんけれども、環境的にもいいところですよということを、その部分について本当に積極的に、私自身としてはなるべくスピード感を上げてこれからやっていきたいというふうに思っていますので、ご期待に沿えるよう、村民の皆様の負託に応えられるように頑張りたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長 引き続き村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 交付金終了後の熱中小学校と施設等の管理運営について、通告書に従い、一般質問させていただきます。

十勝さらべつ熱中小学校は、平成28年度から国の地方創生推進交付金の採択を受け、旧開発跡地で展開されている事業であります。運営費で大きな財源であった交付金が今年度で終了すること、また事業先である北海道熱中開拓機構の5年間の指定管理契約も満了となることから、今後の熱中小学校の方向性と、存続するならば運営費等をどのように確保するのかであります。熱中小学校は、本村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている重点政策の一つであると考えており、「まち」の効果として旧開発跡地の再利用をはじめ、大型遊具との連携や食堂、マルシェ等の活用による市街地のにぎわいの創出、「ひと」の効果として人材育成や移住、定住、交流人口の増加、新たなコミュニティ活動の形成であります。「しごと」の効果としては、起業や企業誘致、特産品開発等による雇用の場の創出など、この事業への期待は大変大きなものがあるものと考えているところであります。

事業の採択から4年、学校開校から3年を経過し、来年4月からは国からの交付金がなくなれば当然自立で歩むこととなると思います。過去の経過を見る限り、スタッフの確保や施設の維持管理など経費の面で非常に厳しいものがあり、運営のためには過去の分析とそれらに基づいた対策が必要だと考えております。そういうことから、次の点について質問させていただきます。

まず、1点目であります。熱中小学校が開校されて3年半が経過するが、起業や移住、定住者数、関連事業の実施や計画を含め、どれだけの成果があったかであります。

2点目、指定管理者を募集するに当たって、関連施設である宿泊、食堂、マルシェ等の積極的な活動で市街地のにぎわいを創出するため、まちの駆動的な発想のできる業者を選定す

ることができないかであります。

3点目であります。事業の推進のため、村から地域おこし協力隊の派遣を計画しているようですが、具体的にどの部署に何人配置をする計画であるのか。また、新たな財源確保や施設周辺の環境整備など、これは喫緊の課題として必要だと思っておりますけれども、その考え方があるのかどうか。

以上3点について村長に伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんの交付金終了後の熱中小学校と施設等の管理運営のご質問につきましてお答えをいたしたいというふうに思います。

十勝さらべつ熱中小学校におきましては、ご質問のとおり平成28年度から国の地方創生推進交付金の事業採択を受けまして、平成29年の開校後3年半が経過したところであります。この間、施設整備におきましては約1億7,000万円の事業費を投入し、地域創造センター、地域交流センターの増改修工事を実施するとともに、カフェ、マルシェ、アクアポニックスなどコンテナを活用した施設の整備を図り、人材育成、移住や起業の促進、また市街地の活性化等、にぎわいの創出を図るべく整備、活用を進めてまいりました。また、熱中小学校は、全国15の地域に拡大をし、この10月にはさらに熊本県人吉市、銚子市の2校が開校予定ということになっております。大人の学びや交流の場として成長するとともに、北海道内におきましては旭川市内の江丹別地区に分校が開校され、アクティブで意欲のある人材の学びの場として今後期待されるところであります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、直近の事業はインターネットを活用した遠隔による事業も取り入れるとともに、9月23日には第7期の入学式、始業式を開催する運びとなっております。

まず、最初のご質問の1点目ですが、熱中小学校開校後の成果につきましてであります。開校以来、令和2年9月現在第6期まで終了いたしております。生徒数は延べ857人が受講、うち村内の受講率は平均23%であります。生徒や施設利用者を中心とする関係人口の創出は年間1万人に上るとともに、移住者10名、起業された方は村内6件、村外11件となりました。村としましては、一線級の講師陣を招き、貴重な講義を聞く機会の提供により、多くの生徒が学びの場として、新たなコミュニティ形成の場として村を訪れるようになるとともに、運営するスタッフや生徒による熱中小学校、本村の情報発信により、経済効果も含めて本村に大きな効果をもたらしたと評価をしているところであります。また、連携、横展開事業として進めております敷地内のサテライトオフィスの活用により企業や研究機関の誘致につながったことから、スマート農業の研究の推進、国家戦略特区やスーパーシティ申請への発展、加えて日本政策金融公庫との連携協定による熱中創業塾の実施、総務省による地域ICTクラブ、プログラミング教育の実践など、多くの事業の展開に結びついたと認識しています。

2点目ですが、指定管理者の募集に際してのご質問、市街地のにぎわい創出のためのまちの駅的な発想のできる業者の選定ということでもあります。現在候補者の募集に向け

た準備を行っており、今後広報やホームページ等を活用して募集内容等の周知を図るとともに、選定委員会における候補者の選定等を行う予定であります。ご質問にありますまちの駅につきましては、一般的にはまちの情報発信や人と人が出会い、交流する場として認識しています。地域創造複合施設の設置及び管理条例に定める設置の目的には、人材育成や起業促進などと並び、市街地の活性化及び産業の振興による創造性豊かな地域づくりに資することと定めています。指定管理者の募集に際しましても、安定的な施設管理とともに、ご質問の趣旨であります宿泊、食堂、マルシェ等の積極的な活用によるにぎわいの創出を深め、村民にとって潤いのある場所に、また村外から訪れる方との交流が深まる場所づくりにつながる提案を期待するところであります。

ご質問の3点目につきましては、熱中小学校事業の継続に関する内容でありまして、現在調整中ではありますけれども、方向性としてお答えをさせていただきたいと思っております。これまで熱中小学校事業と地域創造複合施設を指定管理者による一体管理として進めてまいりました。先ほど申し上げましたとおり、熱中小学校事業は非常に多方面にわたって効果が高いものと認識し、評価し、継続をしてまいりたいと考えております。計画当初、国の交付金終了後に自立ができなければ英断を持つという考えをお示ししましたが、これまでの様々な取組での成果を鑑み、私はこれまでに議員の皆様方、村民の皆様方に対してもこの言葉を撤回し、改めて継続をお願いをしてきたところであります。とはいえ、村からの負担を抑制し、併せて財源の確保に努める必要があることから、熱中小学校の運営は団体設立、あるいは生徒等によるボランティアの運営委員会を中心にして展開をし、事務局には地域おこし協力隊2名を派遣をしたく考えております。協力隊2名の役割としては、1名については事業全体をマネジメントする事務局長的な役割として、もう一名は生徒や講師との連絡調整、事務全般の業務を担うことで検討しているところであります。

事業の実施に際しては、講師の方の旅費、事業の運営経費等が必要なことから、生徒さんからの授業料及び村からの委託料または補助金を想定しておりまして、財源については企業の方のご賛同をいただければ企業版ふるさと納税の活用も現在検討しております。また、新たな事業として熱中インターンシップ事業を実施する計画であります。この事業は、首都圏の企業の参画により、社員の方が熱中小学校を実施する自治体におきまして熱中小学校に参加しながら地元での就業体験やテレワークを行うことにより2拠点生活や移住、起業に結びつくよう、首都圏生活者のセカンドライフの後押しと地域の活性化を創設する事業であります。本事業の実施に向けまして、新たな法人の設立を想定し、準備を進めており、本年は実証事業、次年度は国の地方創生推進交付金事業の採択を目指し、計画、立案してまいりたいと考えております。

さらに、施設の周辺環境につきましては、建物周辺緑地帯の改善、敷地内駐車場アスファルトの老朽化、出入口の段差など、細かな面で改善は必要であると認識しております。整備の時期につきましては、先ほど申し上げましたまちの駅構想の考え方を含めて方向性を整理し、手戻りのないように今後の計画を検討、調整してまいりたいというふうに考えており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 ありがとうございます。今村長から、起業や移住、定住、スマート農業やスーパーシティ構想など、学校に関連した事業がそれぞれ展開されてきている。また、展開される期待がされているというような報告がありました。私もこの事業そのものについては、更別村が今までにない新たな取組として実施されているということで大変評価をしている一人でございます。しかし、反面、マルシェ、カフェ、水耕栽培農場、こういったことが今までもそれぞれ村民の方、そして議会のほうからも言われてきたかと思うのですが、計画どおりに実施されていない。このことが非常に残念であります。そしてまた、村民の方に事業の目的、活動内容、そういったことが十分浸透されていない、このことがやっぱり残念な部類になるのだろうというふうに私は思っているところであります。当然その分についての対策も必要かなというふうに思うところであるのですけれども、その点は後で村長の考え方を聞きたいなと思います。

そこで、再度質問しますけれども、1点目であります。先ほど村長の答弁では、学校本体と食堂、宿泊施設など附帯施設の運営を分けて委託するというような、指定管理者、それから直営になるのか委託になるのか分かりませんが、2つに分けて委託するという考え方が示されました。これは、当初地域創造複合施設として一体的に管理運営を指定管理者に任せてきた、任せるのだということで当初発足したはずなのです。この件に関しては、いろいろな考え方があって、そしてまた相手がいるものですから、差し支えない範囲で、この考え方に至った経過、もう少し詳しく説明していただきたい。これがまず第1点目であります。

2点目は、まちの駅構想についてであります。先ほど村長の答弁の中でも、まちの駅の役割だとか目的、そういったことを示されているわけなのですけれども、私が勝手にまちの駅構想と言っているのかもしれないけれども、要するに熱中小学校のあるまちの駅というのも大変取組としては面白い考え方でないのかなと、これは常日頃から思っておりました。市街地のにぎわいを創出するためにも、何か変わった取組ができないのかな。特に熱中小学校に関しては、北海道で今回1か所できるから2か所目になるかと思うのですけれども、北海道には2つしかないということから、更別を全国的にPRするためにも非常に面白い取組なのだろうというふうに理解しているところであります。特に村の特産品の販売だとか、それから隣接する大型遊具と連携した交流の場の確保、憩いの場の確保をすることによって、当然考えていらっしゃるかとは思いますが、交流人口の増加だとか、市街地の活性化に向けて非常に大きな目的になるのかなと、そんなふうに思っております。

そのためには、ここで私からの提案なのですけれども、現存するマルシェではコンテナを改良した中でやってきて、今活用はあまりされていませんけれども、あれではあまりにも小さ過ぎる、はっきり言って。ですから、メインとなる物産館を、コンテナをプラスしていく

のか、何にするのかは今後の検討になるかと思うのですけれども、やはり手狭だと思うのです。まちの駅に熱中小学校があって、かつ物産館的なものがある、そこに食堂あるいは宿泊施設、そういったものが連携されるならば、非常にまちの活性化につながっていくのではないのかなというふうに思っているところであります。魅力アップのために、周辺環境整備、これは先ほど村長言っておりましたが、これは速急にやらなければならない。それから、併せて施設の再確認です。何でもかんでも造ればよいというものではないし、何でもかんでも壊せばよいというものではないというふうに私は思っていますけれども、確認をした中で、やるものはやる、やらないものは切り捨てる、こういうはっきりした中でこの事業の展開をしていただきたいというようなことで私の考え方を申し上げましたけれども、その点について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんご質問ありました。

最初の前提のところでも最初のお話ありました。計画どおりにされていない部分もあるというところで、これはちょっと説明が不足しているのではないかと、浸透されていないよというようなことがありました。ご指摘の部分はしっかり受け止めさせていただきまして、努めているつもりではありますけれども、その部分本当に不足感はないということでもありますし、いろんな機会に議員さんたちや村民の皆さんに知っていただくという機会をしっかりと取って、理解を得るということをしていきたいというふうに考えております。

1点目ですけれども、運営自体についていろいろとお話をるる答弁の中でさせていただきましたけれども、本体事業の部分と営業といいますか、そっちの営利を伴う宿泊、レストラン等の設備があるわけです。当初は一体的にということで、最初そこから自立のいろんな部分ということあったのですけれども、かなり非常に厳しいような状況もあります。本体事業の部分については、これは全体的な今の村の状況から考えますと、私は全体状況から見れば、今本当に大上段で構えて申し訳ないですけれども、20年、30年後の村のことを考えたら、人を呼び込んだり雇用をつくったり、企業誘致なかなか簡単にいきませんが、今コロナ禍でありますし、そういうような形ではピンチがチャンスになるというふうに思っています。その一環としては、熱中小学校の本体が果たしてきた人との関わり、あるいはその中のいろんなつながり、国とのパイプあるいは各種企業とのパイプ、いろんな意味で実際に雇用が生まれたり移住者が生まれたり、企業が参入してくるというような状況がありますし、この部分はしっかり、村のためになくはないというか、今後村を持続的に発展させるためには、やっぱり人を呼び寄せ、そして雇用をつくっていき、ということが必要であるということから考えれば、その本体事業が果たしてきた役割は大きいというふうに思っています。

もう一方の営業部分については、これは様々な地域活性化ですとか、いろんな部分を含めまして現在まで努力をさせていただいておりますけれども、宿泊施設とか、いろんな講師の方、あるいはいろんな方が来たときにその部分で、企業の方が来たときにはそこに泊まってい

ただいたりというようなこともありますし、昼食等、恒常的に回転するという事で人の出入りもかなり大きくなっているところでもあります。その部分はその部分で、本体と組合せを、これはまだ正式には3月議会等に、12月等あれば議会に提案させていただきたいと思っていますけれども、その部分はその部分でしっかり営業しましょうよということで、商業的な部分については、地域活性化という、そういう本来の目的もあるわけですから、その部分もしっかりしていきたいということで、今協議をして検討して、皆さん方に提案をさせていただきたい。その点で指定業者、あるいは指定管理について考え方を整理をして提案させていただいているところでもあります。

2つ目のまちの駅構想です。これは、何回か一般質問等ありまして、ほかの皆さん方の同僚の議員さんからもたくさん質問を受けております。私は、全体を考えた場合に、ブランディングも今最終のまとめに入っておりますし、太田議員さん後で質問されるので、それにもお答えしようと思っておりますけれども、まちの駅構想というのは一つの大きな部分もあるのではないかというふうに思います。当初は、こんなこと言ったら申し訳ないですけども、開発のそういう施設がまちの中心部で廃虚であったと、これはどうしても避けなければいけない問題でありました。その部分は、熱中小学校というところで廃校舎、あるいはそういう老朽化したところを利用して人材育成の場に活用するという部分の提案もありましたので、私はこの部分には資するところがあるなということでご提案させていただきまして、その開発跡地の再利用ということでは一定の目的を達成したと思っておりますけれども、その中で今人とのいろんな動きとかも含めまして、まちの駅構想は上田議員さんおっしゃったように3つありまして、人と人との出会い、交流を促進するヒューマンステーションとしてのまちの駅、2つ目はまちづくりのテーマをつなぐテーマステーションということで、道の駅もそうなりますけれども、教育、文化、スポーツ、観光、特産品等々の部分でそれを発信するステーションになると、もう一つは民間、行政を問わない設置運営形態ということで、まちの駅のネットワークがあつて、そういうふうなことがあつて十勝管内でも幾つかまちの駅として登録されているところがありますし、そういう話も実際村にも来ています。

私としては、せっかく大型遊具ができて、上空から見ますと、熱中があり、そしてマナカがあり、商店街があり、そして全体、もっと大きく高く上がって見ますと、プラムカントリーがあり、カントリーハウスがあり、キャンプ場があり、モーターパークがあり、そういうところに今ブランディングというのですか、見たときにここの部分は結構地域活性化にとっては重要なキーパーソン場所ではないかというふうに思っています。そういう意味では、新たにまちの駅構想という形でこの部分を本当に再編成といいますか、今勤労者会館等々もありますけれども、その存続の問題もありますけれども、今たくさん大型遊具に来ています。そして、熱中小学校もあります。そして、マナカもあります。そして、商店街にもつながっています。その部分を何とかうまく組み合わせて、まちの駅的な構想、上田議員さんがおっしゃるとおり、物産館あるいは簡単な特産品を売るところであつたり、今も農家の方が野菜を売ったりする機会というのはあるわけですけども、そこを有効活用してい

くということとはとても大事なことでありますし、ここは本当に真剣に、会社のサテライトも来ていますし、いろんな意味でいろんな人が入り込んでできるような状況にもなっています。そういう部分では、まちの駅構想ということもしっかり私自身の中では自分としてはそれを実現したいという思いを持っておりますし、検討させていただいて、その部分についてはできるだけ早く提案をさせていただける機会があればなというふうに思っています。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 最後の質問になるわけでありませけれども、まずいろいろと考え方はあるのでしょうかけれども、ぜひまちの駅構想、その中に熱中小学校もあるというような形の中でやっていただきたいなど、そんなふうに思っているところでもあります。

まず、最後の質問ですけれども、スケジュールについて確認させていただきたいなと思います。複合施設の指定管理者を公募するに当たって、施設の目的を十分に理解し、意欲のある業者の選定が必要だということは先ほど申し上げたとおりなのですが、これから決定に至るまでの日程はどうなっていくのか、そしてまた熱中小学校を今後2つに分けていくということになれば、当然熱中小学校のほうにもいろいろと協議をしたり、それから今通っている熱中小学校の生徒さんもいらっしゃるわけですから、それから役員さんもいらっしゃるわけですから、そういったような人方と来年の3月まで、多分これから協議していくと思うのですが、その点の日程についてどういうふうに考えているのか、そして当然指定管理者になれば議会提案になっていくと思うのですが、それはいつ頃になってくるのかということも含めてお聞きしたいなと思います。これ私の最後の質問になります。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の状況ですけれども、確定ではありませんけれども、地域創造複合施設の管理運営について募集事項を進めるということで検討、全員協議会のほうでも出させていただいていないのかな、と思いますけれども、指定期間は令和3年から5年ということで考えております。募集の範囲は北海道、5年間となっております。募集の範囲については道内ということで、委託料は計算中であります。スケジュールですけれども、9月、選定委員会、10月、募集開始、11月、候補者の選定、12月議会で候補者の提案を、これ議決事項でありますので、できれば12月にお諮りをしたいというふうに、その前にいろいろ全員協議会等でご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。よろしいですか。

(何事か声あり)

○議 長 それもあるのだけれども、今後の熱中小学校の運営に対する補助とか、そういう関係の部分含めてということだと思っております。

西山村長。

○村 長 大変申し訳ありません。

指定管理につきましては先ほどの状況でありまして、特に本体の部分については指定管理等についての、前段お話しさせていただいたように運営主体とかいろんな部分については今しておりますし、現行から来年の3月までにそのような団体等々の部分もできまして、そして4月から実行していくということでもありますので、この点についても議員の皆様方にはご提案、お知らせをさせていただきたいというふうに思いますので、そういう形で行わせていただきます。よろしいでしょうか。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 以上で終わります。

○議 長 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問させていただきたいと思っております。

平成28年度教員勤務実態調査がございまして、長時間勤務の要因分析で教員の1週間当たりの学内勤務時間が小学校では57時間29分、中学校では63時間20分という調査結果が出てございます。今般の新型コロナウイルス対策も加わり、教職員の勤務超過の発生が今後増大されると懸念されているところでございます。文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査では、ICTの活用やタイムカードなどにより教職員の勤務時間を客観的に把握していると回答した教育委員会は都道府県では66%、政令市では75%、市町村では47.4%という状況でございます。特に北海道178市区町村中、44市区町村で24.7%にとどまっている現状でございます。それら要因を踏まえ、学校教職員の業務の適正化、学校における条件整備が喫緊の課題として、しっかり改善に向け取り組む必要があると思っておりますので、教職員の働き方改革を基に質問させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

さきの一般質問では新型コロナウイルス対策での児童生徒について見解を求めましたが、教育現場での実態についてもしっかりと把握する必要があると考えます。平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っていることとなります。学校対応要望が増す中で、教職員の負担はますます増加傾向にあります。そこで、学校における働き方改革を推進する必要があります。教職員の服務を管理する教育委員会が講ずべき措置として、あくまで

も要約した項目になりますけれども、(1)番、在校等時間の上限を教育委員会規則等に定める。(2)番、ICTの活用やタイムカード等による勤務時間の計測管理。(3)番、休息時間や休日の確保。(4)、一定時間を超えた場合の医師による面接指導、勤務時間帯での休息時間の確保。(5)、在校等時間の長時間化防止のための業務分担見直しや環境整備等の取組について、指針5項目が示され、令和2年4月1日から適用されるとされています。新型コロナウイルス対応も加わり、教職員のさらなる業務増加が実態として発生している中、行政、学校、保護者、地域が現状をしっかりと共有し、改善を図る必要があると考えます。それらを含め、教育長に質問させていただきます。

①番、近年多忙化する教職員の勤務実態をどのような対応にて把握しているのか。

2番目、教職員について特措法に定める指針を踏まえ、働き方改革による在校等時間の上限に関する方針を定め、規則厳守化を図る必要があるのではないかとと思いますが。

3番目、今後小学校少年団、中学校部活動を継続可能なものにするための負担軽減策や各種大会を含めた活動につきどのように考え、対策を講じていくのか。

これらについてご説明をいただければと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 安村議員の本村教職員の働き方改革の推進実態についてのご質問に対し、お答え申し上げたいというふうに思います。

教職員の長時間労働の実態は全国的に深刻であり、精神疾患の発症に伴う休職、脳や心疾患による過労死、そしてストレスの蓄積解消に起因するとも言われている職場でのいじめ等、数多く発生してきていると認識しております。精神疾患での病気休職者は、平成19年度以降5,000人前後で推移しており、平成30年度は5,212名で教職員全体の0.57%と、単純計算で175名に1名が休職しているという状況でありました。このような中、教職員の負担を軽減し、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務であるとして、昨年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。

改正法では、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、文部科学大臣が当該指針を定めることの条項が新たに規定された上で本年4月に施行されております。この指針の中に、議員からお話があったとおり、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、在校時間等の上限等に関する方針の規定、そして在校時間の客観的な計測、休息時間等労働基準法等の遵守、面接指導や休息時間の確保、長時間化を防ぐための取組の実施、計5つの項目が示され、業務量の適切な管理及び教職員の健康、福祉の確保を図ることが定められることから、当教育委員会においても必要な取組を進めてきているところでございます。

ご質問の1点目であります教職員の勤務実態の把握方法ですが、本村教育委員会ではパソコンソフトを用いた更別村立学校教職員勤務管理システムにより出退勤時間を把握、管理しております。教職員がそれぞれの出勤時及び退勤時にシステムの該当ボタンを押下し、各

学校の管理職が月ごとにまとめて教育委員会へ結果を提出することで実態把握を行っているところでございます。

ご質問2点目の指針を踏まえた在校等時間の上限に関する方針を定めて厳守化を図る必要性についてですが、村教育委員会では更別村立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、本年4月1日に施行しております。規則の中で、上限時間については国の指針で明示されている原則どおりの時間数を定めており、これを超える実態がある場合には校務分掌の適正化や必要な執務環境の整備など、学校の管理運営上の問題点を改善するように指導を行っているところでございます。

質問の3点目、少年団、部活動の負担軽減ですが、平成30年11月に道教委の取組を参考に学校における働き方改革更別村アクションプランを作成し、同プランの中で部活動の指導に関わる負担の軽減を定めております。この中で、部活動については週当たり2日以上の子休養日を設けること、週末等に大会へ参加した場合は休養日を他の日に切り替えること、学校閉庁日は部活動休養日とすることなどを規定し、学校及び後援会のご理解をいただきながら進めてきているところでございます。また、少年団につきましても、本趣旨への理解を深めていただくため、適時通知等を行い、教職員の負担軽減につながるよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。ただいま3項目についてご回答いただきました。もう一度再度確認をさせていただきたい部分がございます。

教職員の出勤に対するシステムの導入ということでございますけれども、該当ボタンを押下し、パソコンソフトに入れて、それを管理するという形でございますけれども、その内容等、もうちょっと詳細に、どういう先生が出勤したときにどういう形の中で押しているのかという部分、ちょっと附帯説明いただければありがたいなというふうに思っております。

かつ、2番目にお答えいただきました。既に規則制定により運用しているということで、これについては高く評価をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、少年団あるいは中学校の部活動での位置づけについて、多少踏み込んだ質問をさせていただきたいというふうに思っています。少年団活動についての先生の役割というのは非常に判断的に難しいものがございまして、これはという部分の質問事項も含めてなかなか難しいところがあるのですけれども、実質的には少年団活動においては先生方が関与していただいている実態はあると思います。中学校においては、これは部活動でございますので、当然先生方が顧問を務めていくという形になってございます。ただいま説明をいただきましたように、実質的には負担軽減について、部活動について週当たり2日以上の子休養日を設ける。あるいは、週末等の大会に参加した場合には休養日を他の日に振り替える。それで健康管理も含めて、期日も含めて確保しているという形でございますけれども、実態的に本

当にそうになっているのかという部分を非常に私は心配しております。規則化されたから全てがそれに基づいて実施されているかということについて、少し私は疑問を持っていますので、その点の内容をまず説明いただきたいと思います。

加えて、基本的に教職員の適正な管理に関する規則があるという中で、実質的には1か月45時間以内、1年360時間以内という形の一定の部分のルールづくりをなささいという形で指示され、それを今実施しているという形でございますけれども、現実的に本当にその部分で実施して、それが守れているのかという部分、今経過措置の中ですので、なかなかこれはという結論には至らないと思うのですけれども、実態的にどうなっているのかという部分はやっぱり我々も把握しなければならないかなというふうに思っていますけれども、それらの課題について一度ご説明いただければというふうに思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 初めのご質問のシステムの内容なのですけれども、パソコン上に出勤するとき、そして退勤するときというような、そういうクリックするような部分があります。出勤してきたら、まずパソコンを開いて、出勤というボタンを押すとまず出勤時間がスタートすると、それに併せて退勤するとき退勤ボタンを押すと、その日一日勤務した状況がデータとして残って、最終的にそれが一覧表になって表れるというようなことでございます。それが各学校それぞれそういう内容でもって報告がありますので、それをまとめて教育委員会が確認するというようなシステムになってございます。

2点目なのですけれども、少年団の関係になるかと思えます。少年団と部活については、先ほど議員が言われたとおり、全く違う活動になります。今回は少年団についてのご質問ということでご回答させてもらいたいと思えますけれども、まず少年団につきましてはあくまでも社会教育活動の一環としてやっていたらいい活動になります。逆に部活動につきましては、学習指導要領に基づいた学校教育の一環としてやるということで、全く内容が変わってまいります。

それで、少年団につきましては、社会教育活動ということで、その活動内容につきましては、村が作りしましたアクションプランに基づいて協力していただきたいというようなことをお願いをしております。しかしながら、少年団につきましても、大会が近くなってくると練習日が規定どおりにできなかったりということは聞いてございます。その分やはり学校の先生に負担がかかるということも事実であります。しかしながら、部活動と違って、社会教育活動に対してボランティアとして指導していただいている先生なものですから、なかなかその辺の労働時間、勤務時間の解消には至らないのかなと思っております。そういうことを考えますと、本村教育委員会としては、そういう社会教育活動にボランティアとして活動している先生につきましては、各学校をお願いをして何とか校務分掌を見直しをかけていただいて負担を軽減していただくとか、そのような内容でお願いしているような状況でもございます。

少年団の活動につきましては、スポーツもそうですし、太鼓などを含めた文化もそうなの

ですけれども、発表の場がないと子どもたちがもやもやした中でそのシーズンを終わらせてしまうということがあるものですから、私はその活動自体、要するに大会を少なくするとか、そういうような思いは全くございませんで、何とか多くの大会、発表については出たいなというふうに思っております。そういう意味で、なかなか練習時間、先ほど議員のご指摘のとおり減らせない状況も見受けられるのですけれども、その分につきましては働き方改革の中で学校に協力を求めながら長時間労働の解消に向けた取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、1点だけご回答いただけない部分があるのですけれども、本年の4月1日から実施している時間外勤務の関係で、1か月45時間、1年まだ経過していないという部分ありますけれども、360時間という、その枠規制の中の部分の今までの中の、8月末現在でもいいですので、そういう状況についてはこの1か月45時間がまず守られているのかという部分の先ほど質問をさせていただいたのですけれども、ちょっとご回答いただけていないので、その点いま一度ご回答いただきたいというふうに思っております。

少年団、今中心にご説明いただきましたけれども、先生の働き方改革というか、時間外勤務の軽減策をどう取ってあげて、先生の本来の仕事である教育にある程度特化して集中できるかという論議を私はしたいと思っております。実質的にその部分で先生方に負担がかかって、今少年団なんかの話の中ではどうしてもやっぱりボランティア的な部分、社会活動の一環としてのボランティアだという位置づけで本当に正しいのかどうか、それはいま一度考えていかないと、なかなかこれ改善対策というか、見て見ぬふりをするという言い方は本当に失礼な言い方なのですけれども、やっぱりそういう形になってきてしまうのではないかという心配があります。本当にここでの改革を図っていかなければ、先生になりたい学生も少なくなっていく。そして、良質な教育をしたいといいながら、先生が疲弊して日常の業務が停滞するというのは僕はあるていどいけないというふうに強く思っておりますので、その点の捉え方について、どう改革していくのかという部分をいま一度考え直していただきたいと思っております。

加えて、実質的には、中央教育審議会の特別部会がございまして、現在小学校5、6年生の授業に教科担任制を2020年度をめどに本格的に導入するという方針案をまとめました。これは、対象とすべき教科は外国語、英語、理科、算数を例示しています。多分これは実施される方向にいくと思います。また、文部科学省では、休日に教員が部活動の指導、これは公立中学校を中心という指導なのでしょうけれども、休日に教員が部活動の指導に関わる必要がない仕組みを整備する改革案をまとめました。休日は地域部活動として地域の活動に位置づけるという改革案、これは2023年度から段階的に実施するという案でございます。これも多分導入されていく形になろうかと思っております。これは、あくまでも先生方が教育

に携わる時間を多くしてあげるといふ形だと思います。

それらの改革案が提示されていますので、私は教育委員会の責務として教職員の、先ほども述べましたが、教職員の資質並びに社会的評価の向上を図るべく、教員定数の充実、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、教職員を補助するスクールサポートスタッフの増員、それらを含めた中の対策で少年団活動あるいは部活動の指導員等の配置も含めて創設、改善すべきでないかというふうに思っています。これは、2022年、2023年の提案でございますので、まだ一、二年の猶予はありますけれども、基本的には教育長、なるべく早めに、更別は教育改革のモデルとして導入すべきでないかというふうに考えておりますので、その点の考えがあればご説明いただきたいと思っております。

これ重要なのは、懸念されるというか、この案のちょっと心配されるのは、どの程度拡大するかは各自自治体の判断に委ねられるということなのです。ここはしっかり教育の質の向上と教員の負担軽減が図れるような環境整備をしていかないと駄目だと思いますので、その点の導入時期も早急に実施できるような形で取り組んでいただきたいという要望もありますので、それらについての考え方についてご説明いただきたいというふうに思っております。

○議 長 萩原教育長。

○教 育 長 最初の質問でちょっと答弁し忘れたところありました。失礼いたしました。

現在の時間外勤務の45時間の部分なのですが、現状なのですが、4月、5月についてはコロナの関係でちょっと学校が休業しておりました。その関係で6月、7月ということになるのですが、6月につきましては対象教員44人中15人が45時間を超えております。7月では16人、そして6月、7月とも超えた教員につきましては12名ということで、ほぼ全体の3割がこの規定を超えているという状況になっております。

次に質問がありました少年団の関係のこのままのボランティア活動でよいのかと、改革していかなくてはいけないのではないかという、そういうご質問でございます。私も少年団につきましては、本当に地域の方一生懸命やられていると思うのですが、やはり先生方のお力を借りる分もかなり多いのかなというふうに考えております。少年団の中には先生が関わっていない少年団もございます。過去には、指導していただける先生がいらっしゃらなくて、何年か地域の方のみで指導した少年団もあったというふうに記憶しております。

働き方改革の中で、先ほどお話がありました休日の勤務を教員にさせないとか、いろいろそういうガイドラインが出てきておりますけれども、まず少年団につきましては、今ちょうどコミュニティ・スクールがコーディネーターを置いてかなり深いところまで協議をしております。その中で、先日全校に配付されましたコミュニティ・スクール通信の中で、これは地域から選ばれた委員の皆様方のご意見なのですが、地域の役割の一つとして少年団や部活動の指導者として協力するというような意見がございました。非常に貴重なうれしい意見かなと思っております。私は、この地域の思いをさらに広げながら、CS委員会との連携を深めてこの辺の対応を図っていったらよいなというふうに考えております。

教員の先生方につきましては、今の少年団を指導している先生にお話を聞きますと決して、これは私の思いなのかもしれないのですけれども、本当に情熱を持ってやりたいのだという先生もいらっしゃる。そういう先生方の思いは、これは本当にうれしく受け止めなければいけないのかなというふうに思っておりますので、その分につきましては、そういう先生につきましては何とか校務に戻ったときに負担が減るような、そういうような対応をさせていただければなというふうに思っております。

それと、最後の質問になるかと思うのですけれども、要するに教員の資質ですとか、その辺を高めるためにまず更別村がモデルとして進めていかなければいけないのではないかとこのお話でございます。村の教育委員会もできる限りのことはやろうとしております。今学校側で非常に苦勞されている。特に小学校で超勤の多い先生につきましては、やはり高学年、卒業を控えた6年生の担任の先生を中心に超勤が非常に増えております。中学校につきましては、部活の顧問の先生がやっぱり超勤が増えているというのがその調査結果で見えてきております。先ほども議員からお話ありましたが、その辺の労力を解消するために、コロナも含めてそうなのですけれども、負担軽減のためにスクールサポートスタッフですとか学習指導員の確保も努めております。なかなか今産休代替の教員の先生が見つからない中で、何とか確保のめどがついたということでございます。この辺の人員を活用しながら先生方の負担を軽減していきたいなというふうに思っております。

あわせて、今回の文科省の告示で別途通知されると思うのですけれども、変形労働時間制の項目もございました。その辺も見極めて進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

あと、皆様方にご承認いただいております加配、特別教育支援員の先生の確保も引き続き進めていきたいと思っております。様々な部分でできる限りの対応をしていながら、先生方の負担軽減に努めていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。何とか頑張って前向きに実施できるようにお願いしたいと思います。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を再開します。

順次発言を許します。

1 番、遠藤さん。

○1 番遠藤議員 通告書に基づき、村長にお伺いをいたします。

更別村が今定めております療育訓練施設通所交通費助成事業、これの実施要綱、これに関してのことですが、障害者権利条約、それから障害者総合支援法の理念と照らし合わせてみると必ずしも十分なものとは言えないのではないかという視点からの質問でございます。2006年、国連で採択した障害者権利条約を日本は2014年に批准し、締結国となりました。権利条約の理念は、全ての障害者を一人の人間、権利の主体として捉え、生活の様々な場面においてその人格尊重を批准国に求めています。その条約の第19条で、①のところにもこのように書かれています。全ての障害者が他者と平等の選択の機会を持って地域社会で生活する権利。②のところでは、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選ぶ機会を有する。③として、地域生活に必要な地域社会支援サービスを利用する機会を有する。これだけではないのですが、さきに申しました要綱に関連することとしてあえてこの3つに絞って記載しています。さらに、4年後に制定された障害者総合支援法では、共生社会の実現、可能な限り身近な地域で支援が受けられる等の理念を定めました。

こうした理念を確実に具現化することで更別村が誰にとっても住み続けられる村となることだと私は確信しています。障害のある子どもにとって生きづらさとなる要因は千差万別であり、その子らを支援する療育施設の療育方法、療育の内容等も様々です。だからこそ、当事者の親は我が子にふさわしい施設に通わせたいという思いを強く持って、適切な施設を必死に探そうとしているというのが多くの障害児を持った親たちの現実の姿というふうに私は感じております。しかし、更別村では、さきに言いました実施要綱に定めた4つの施設のいずれかに通所する場合に限り、交通費の2分の1を助成すると定めています。この定めは、さきに述べた全ての障害者が他者と平等の選択の機会を持って地域社会で生活する権利、この大前提となる理念にそぐわないというふうに私は感じております。

このことに関して村長のお考えをお聞きしたいということですが、前段の話としまして、西十勝と、それから南十勝合わせて6つの市町村に、同じような要綱というのはどこも持っているわけで、その中身を確認いたしました。そうした中で、これほどまでに様々な実態があるのかということが分かってきたのですが、例えば更別の場合には助成対象というのは、本人か、そのときに介護と一緒にいった大人といいますか、多くの場合は母親になりますけれども、いずれか1人に対してかかる交通費の2分の1というような規定になっています。2分の1というところは、6つの中でちょうど半分、3つの市町村が、限度額といいますか、補助率といいますか、が2分の1です。でも、一方では、それ以外の割合を持っているというのは10分の10です。さらに、その中である地域では、本人と本人を通わせるために一緒に行っている保護者、2人分併せてともにといいいますか、10分の10を助成しているというところが現にございます。

それと、私の質問書にも書いたのですが、4つの事業所といいますか、村が定めた4つの施設、そのいずれかに通う場合に限り2分の1を助成するという決めになっておりますが、

4つの中で書いてある順番から言いますと、一番上に南十勝こども発達支援センター、通称と申しますか、俗称むうくと言っているところです。あと、養護学校とか盲学校とか、帯広の児童療育センター、最後にその他村長が適当と認めた施設という1項が加わりますが、4つともが具体的な施設名称、どういうジャンルの施設かではなくて、施設の名称で指定されているというところは、私が調べた限りでは更別だけでした。療育を行っている事業所とかというふうな表現にはなっていますが、固有名詞で出ていたのは更別だけでした。

それから、指定していろいろがいまいがですけれども、自宅からの距離と申しますか、どの範囲のところまでが該当するかという中で、私も正直びっくりしたのですが、ある地域では北海道内というふうに定めています。例えば更別であれば更別の近隣の幾つかというところが多いですけれども、ほかのところもです。道内であればということです。それと併せて道内のどういう事業所という内容的な指定は一切ないのです。ちなみに、道内、例えば札幌に行っている人いますかと言ったら、以前は1人いたと、でも今現在はいませんというふうなのが、お聞きしたときの現実はそういうふうなことでした。

そういうふうな中で、他の人と同じ平等な選択の権利を有するというふうなところ、これ例えば例を変えて分かりやすく考えれば、例えば私たちが病気になったと、どこの病院に行くかというのは全く何の制約もなく行けるわけですし、今現在かかっている病院の先生がとていい先生で、この先生にずっと診ていただきたいと言ったら転勤でいなくなったと、そしたら、実は私もそうなのですけれども、自分はいついつからどここの病院に今度移るのだと、よければ私がこれから移るほうに来てほしいということで、行ったところで私に診てほしいということであれば、今現在の自分の名前で行き先の自分の名前を使っての紹介状を書けばそれはできることだからとうふうなことがありました。私はぜひその先生に診ていただきたいので、紹介状を書いてもらって、同じ先生に新しい病院で今診てもらっているのですが、そういう権利というのは当事者、当事者が小学生であったり、幼児であったり、中学生であったりみたいな年齢までは保護者が決めるということになると思うのですけれども、そういうようなところがいろいろ調べてみると出てきたものですから、お聞きしたいと思います。

1つには、今村が定めているどういうところであればというジャンルと申しますか、福祉系のところだけなのです。障害者福祉という範疇から見たところ。でも、実際には医療の関係で、具体的に言って構わないと思うのですが、緑ヶ丘病院は療育関係のことは小児科で診てくれています。そういうところは、更別の基準からすると指定した事業所ではないと、施設ではないということで該当にならないというような現実もありました。ここで言いたいのは、障害者関連の施設だけではなくて、医療関係というところも加えた中でというふうなことにすべきではないのかなと。指定は外してというふうに、指定というのは個人名は外して、そのようなことと、範囲も限定、さっき言いましたように例えば道内であればどこでもというところまで可能かどうかは何とも言えませんが、もう少し広げるような形での要綱、これは作り直していただくことが必要になってくると思うのですが、そのよう

なことを感じているところです。対象施設を指定しているというところを私としては取り外していただきたいなという思いを持ちながら、村長のお考えをお聞きしたいということです。

もう一つさらに言いますと、むうく、南十勝こども発達支援センター、これは客観的に考えてそういう傾向になるということは重々分かるのですが、今現在でいいますと、中学生は恐らく月に1回行けるか行けないかというのが現状です。中学生ですと授業が終わる時間が遅いですから、遅いところにある数が希望を出しても希望どおりに行けるということが極めて少ないというような状況にあります。そこが指定されている中の一つであるということも、現実的にはそういう年齢の子どもたちは利用しづらくなっているということもあるものですから、そういう思いもあつての質問内容ということになります。

もう一つには、2分の1という助成の率、交通費かかる実費の2分の1ということと本人、あるいは場合によっては本人ないしは保護者、そのとき通所するときの介助者というふうな決まりになっておりますけれども、小学生の分だけというのは現実的には全く適切ではないなというふうに思っています。実際に往復で車運転したり、公共交通機関を使うにしても必ず親なりが付き添うというふうな中で、その辺の基準というのは、権利条約とはちょっと離れますけれども、その辺の今後に対するお考えということで結構ですので、村長のお考えを聞かせてください。よろしく願いいたします。

○議 長 暫時休憩お願いいたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山村長。

○村 長 遠藤議員さんの療育訓練施設通所交通費助成事業実施要綱は、障害者権利条約、障害者総合支援法の理念にかなうものと言えるかというご質問にお答えを申し上げます。

ただ、冒頭、質問通告要旨のほかに3点ほどありましたので、それにつきましては答えられる範囲でお答えさせていただきます。正確には資料等、それに基づいて準備をしなければ私としても発言が無責任になりますので、第1回目に出された部分に従ってご回答申し上げたいというふうに思いますので、ご了承をお願いします。

更別村療育訓練施設通所交通費助成事業につきましては、児童が機能回復等の療育訓練のため心身障害児または肢体不自由児通所施設へ通所する場合に要する交通費について助成を行うことによって保護者の負担を軽減し、もって児童の福祉向上を図ることを目的としているところであります。

ご質問には、事業の実施要綱に定めている機能回復訓練または治療を目的とした施設と

して4つの施設、南十勝こども発達支援センター、帯広盲学校、帯広聾学校、帯広児童養育センターのいずれかに通所する場合に限っていることが障害者の権利に関する条約や障害者総合支援法の理念にそぐわないのではないかということでもありますけれども、療育施設の選択につきましては遠藤議員がおっしゃったとおり、お子さんにとってよりふさわしい施設に通わせるため、保護者の方におかれましては、今もお話ありましたけれども、ご努力されていることと思います。現在では、十勝管内でも児童発達支援事業や放課後等デイサービスの事業を実施する民間事業者の参入もたくさん進んでおりまして、利用者の選択肢も増えている状況ではないかと思われまます。規定されている4つの施設以外へ通所される場合も当然あるかと思われまますが、そのようなケースにもしっかりと対応できるよう、4施設以外の通所に対する助成につきましては要綱にありますその他村長が認めた施設としてこれまで実施しているところであります。

私も、遠藤議員がおっしゃるとおり、障害者の権利に関する条約における平等の選択の機会を持って地域社会で生活する権利、障害者総合支援法における共生社会の実現など、その内容、理念につきましては大いに賛同するところであります。しかし、通所する4つの施設を要綱に規定していることは、その理念を全く否定するものではないと考えております。また、十勝管内においてもこのような交通費の助成を、先ほどもありましたけれども、実施しているところ、実施していないところの自治体もあります。だからといって、療育訓練施設の通所に関わる交通費に対する支援がないということが障害者の権利に関する条約や総合支援法などの理念に矛盾することではないというものとも考えているところであります。本要綱に規定されている4つの施設のほかに、児童の通所が想定される全ての療育訓練施設を規定することは現実的にはかなり厳しいところがあると思われまますが、しかし遠藤議員さんがおっしゃったとおり、確かに4つの施設のみが規定されていることで少々分かりづらく、誤解を招くおそれもありますので、十勝管内にある療育施設への通所に関わる助成を想定に、今後要綱の改定に向け検討していくことといたします。

また、もう一点のご質問であります交通費の助成額を2分の1としていることにつきましてですけれども、本事業につきましては保護者や児童へ寄り添った支援として保護者の負担軽減を図るよう実施しております。助成額につきましては、十勝管内の施設への通所を想定した交通費の額、他の施設による支援、助成事業等を勘案して、公共交通機関利用相当の2分の1以内としておりますことをご理解いただければと思われまます。

また、帯同者等についてのご質問ありましたけれども、これについては私の私見等々を挟むわけにはいきまませんので、その部分については後ほどまた2問目、3問目、もしありましたらお答えしていきたいというふうに思われまますので、よろしくお願われまします。

以上であります。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 ありがとうございます。要綱の見直しを考えているという答弁がございました。ぜひそのようにしていただきたいと思われまます。願わくばその中で機能訓練であると

かということだけではなくて、そういう目的にかなうことをやっている病院もありますので、医療機関というような一言もそこに入れていただければありがたいかなというふうに思っておりますが、その辺の可能性としてはいかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 その部分につきまして、先ほど検討させていただきたいというふうに思いますということでお話し申し上げました。今利用機関の問題とか、その部分あります。その部分をしっかり制度的に勉強した上で検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 それから、これで終わりにしますけれども、2分の1の助成というふうなところはそれぞれの行政のところでの都合もあると思いますので、さっき私が言いましたように、2人分を満度で出しているところもあるから、それと同様にということは言い切れませんが、本当にそういう状況にある家庭によっては、ふだん家にいることが多い当事者のお母さんがパートで仕事しているのを、勤務時間内でないと取れないからというようなことにごく大変な思いをしていらっしゃる方もあります。先ほど村長は他のいろいろなことの状況を鑑みながらという意味のお話がありましたけれども、何とか2分の1という枠を超えて補助していただくということは、村長のお気持ち改めて、先ほど一度お聞きしていますけれども、そういう考え、出すことは無理なのかどうかお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 金額につきましては、その要綱で公共交通機関利用等相当額の2分の1を助成するというものでありまして、療育訓練の施設、通所交通費と、また在宅の部分も一方でありまして、そちらの分は医療機関等もあります。その部分も含めて適切にそれがどの部分を何分の何を、あるいはその部分でどのような助成をしたらいいのか、適切なのかということも、周辺の町村もありますけれども、別に周辺の町村がどうのこうのということではなくて、村の実態とかニーズをちょっと把握をさせていただきながら、先ほど言っていた十勝管外ということもあったのですけれども、今のところはいろんな交通助成の趣旨につきましては、むうくさんであるとか、南十勝こども発達支援センターであるとか、近郊の交通費を想定していたということもありますので、その部分を軽減したりということで、今は本当に十勝管内でも児童発達支援事業所とか施設が10か所以上もありますし、療育訓練受けることが可能な施設もありますけれども、十勝管内想定しているという状況ではあります中で、この部分の制度的な部分についてはしっかりと検討しながら進めていきたいというふうに思っています。そのようにさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 一言だけ、質問ではありません。やっぱり障害者権利条約というのがベースにあって、可能な限りそれに満度にといいいますか、より多くの部分が合致してというふう

にして、権利は個人にあるというふうなところだけは中心に置いて要綱の改正をお願いしたいというふうに切に思っております。ありがとうございました。

以上です。

○議 長 引き続き村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づき教育長に質問させていただきます。

まず、1点目の質問事項は、学校等における更別村ふるさと教育についてであります。令和4年、更別村は開村75周年を迎えます。振り返りますと、昭和47年には更別村史を、平成10年には更別村史続編が発刊され、その後25年間、平成7年から令和2年を現在更別村史編さん委員会でご努力されているところであります。

まず、更別村ふるさと教育ですが、これは平成28年度より教育委員会として推進していると伺っております。地域を活用し、ふるさと更別村への愛着や誇りを育み、地域社会の一員としての自覚や将来を担う人材の育成などです。このことは、私たちの子ども時代と全ての環境がよい意味で変化し、異なる今の社会であるからこそ、子どもたちの未来に向けて今後ますます地域性を生かした人と人、心と心のつながりが重要であり、ふるさとの学びは必要不可欠であるわけです。たとえ更別村を離れたとしても、心に刻まれ、精神的な支えとなる場合もあるでしょう。

次に、生涯学習には家庭教育、社会教育、そして学校教育の中にふるさと教育が含まれ、各学校において総合的な学習の組み直しや工夫もされているとのこと、昨年4月からは更別村コミュニティ・スクールも待望の始動となり、地域と共にある学校、地域で子どもを育てていく仕組みでさらなるふるさと教育の推進がなされてきていると伺いましたし、現実に心暖かな住民によるみんなの学校応援団が増えてきていることはうれしく感ずるところであります。

一方で、更別村は住民が広域で生活する中で、4年目に入ったこのふるさと教育の取組と、さらに関連性の高い2年目のコミュニティ・スクール、どちらもまだまだ認知されていないところもあるようにお聞きしております。ふるさとを知り、学び、そして生きる力や人間形成に大切なふるさとからの学習。子どもたちだけのことではなく、例えば共々に暮らす様々な年代の方から知恵や経験値を教わることもひいては地域貢献の一助にもなり、喜びとなるでしょう。この地域に密着したすばらしい取組が継続され、子どもたちを中心とした住民の応援団の輪が広がるように周知と理解が急務と考えますが、ふるさと教育に対する教育長の見解を求めるものであります。お願いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 小谷議員の学校等におけるふるさと教育についてのご質問に対しお答え申し上げます。

議員のご質問のとおり、ふるさとへの愛着や誇りを育み、小さい頃から地域社会の一員として自覚を持つことについては、ひいては本村の発展と繁栄につながるものと信じ、私は教育長就任時より各学校にふるさと教育の推進をお願いしてまいりました。子どもたちが将来本村を担う人材となったときに、単に住んでいる、単に働いている場所としてではなく、自分たちを育ててくれた更別村がより豊かに発展するよう、強い思いを抱いて本村を明るい未来へ導いてくれるものと期待するところでございます。また、事情により本村を離れる子どもたちもいるかと思いますが、その子たちの胸にもふるさとへの愛着が深く刻まれ、様々な形で本村と関わりを持ってもらえる、そんな教育を進めていけたらと考えております。

さて、ふるさと教育自体は、平成28年度から明確化したものですが、本村では以前から地域に関わる教育を進めてまいりました。小学校では3、4年生用に「郷土読本さらべつ」を作成し、4年に1度内容を更新し、発行しております。3年生用は村内の農業、商店、事業所、学校の変化などを中心として約110ページにわたり村の様子を、4年生用につきましては上下水道の仕組み、廃棄物の処理、村、十勝、北海道の歴史や現在の状況など、写真や地図も取り入れながら約130ページにわたって掲載し、社会科の授業や総合的学習の時間を活用して地域のことを学んできているところでございます。また、JAさらべつ青年部の皆様のご協力をいただき行っている食育活動、更別農業高校生の皆様との花の苗植え、そして実習で飼養している乳牛との触れ合い体験、人生の大先輩である末広学級生の皆様との交流などを実施してきております。

さらに、昨年度からコミュニティ・スクールが始動しておりますが、今年度からは専任のコーディネーターを配置し、地域の力を借りながら様々な活動を続けております。8月に行われました各学校の運営協議会、コミュニティ・スクール委員会では、これまでの協議を経て、更別村の目指す子どもの姿の方向性が示されました。まさに子どもの成長を学校任せにすることなく、地域と家庭が協力し合って学び、心、体、郷土愛の4部門についてそれぞれの立場において何ができるか、具体的に意見交換を行い、将来の更別を担う人材の育成を目指しております。また、コミュニティ・スクールに関わる社会事業としては、みんなの学校応援団の登録が進められ、9月1日現在において28事業所プラス11個人の登録をいただき、学校を支援する協力体制が広がりを見せております。教育委員会としては、この地域の取組をさらに活性化するために、多くの方にコミュニティ・スクールに関わる情報提供を行い、更別村の子は更別が育てるのだという機運を高めていきたいと考えております。

これらの取組や活動については、村内全戸に配布しております各学校だよりやコミュニティ・スクール通信で随時皆さんにお知らせをしております。今後も地域の人、物、ことを通じ、多くの皆様のご理解とご協力をいただきながら、発達段階に応じたふるさと教育を推進してまいります。

私は、本村の未来を担う子どもたちの育成にとってふるさと教育は欠かせないものと信じており、各学校の経営方針にも盛り込んでいただいております。しかしながら、学校だけ

が必死に取り組んでも教育の成果は得られないものと考えられることから、ふるさと教育によって心豊かで郷土愛に満ちた子どもになるよう、多くの方のご協力をいただきながらさらなる取組を進めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいまお答えをいただきましてありがとうございます。ふるさと教育推進の実情を大変丁寧にお示しをいただきました。また、小学校3年生、4年生用の副読本のお話がございます、こちらも拝見するよい機会となりました。また、子どもたちが健やかに、そしてたくましく成長するように、充実の更別村全体が生きた学習環境にあるということは大変うれしくもあり、私なりに理解もさせていただいたところでございます。

令和2年度教育行政執行方針の中に、新学習指導要領には子どもたちが自ら未来を切り開く資質、能力を確実に身につける教育を地域社会と連携して進めていくことを目指すと、こうございます。様々な学校での大変多くの学習、その中で大変今もたくさんのお話を頂戴したところでありますが、ふるさとの教育、この教育が、更別村の地域性を生かした地域ぐるみのふるさと教育が自ら未来を切り開く思考と、そして力と夢を持ち、その夢の実現に向けた社会人となるべく、その基礎からの積み上げが未来に向けて心と、そして体のバランスとともに大変重要であると私も考えているところであります。

ふるさと教育での先ほど来よりご説明をいただきましたコミュニティ・スクールが大切なかなめ、要素となっているようでありまして、おおむね理解ができたわけでございますが、みんなの学校応援団の登録状況も今28事業所、11個人ということでお話をいただいたところでございます。まだまだ始まって2年ということでもありますから、目標値を多分教育長は高くお持ちであろうかと思っておりますので、もう少しみんなの学校応援団につきまして登録状況を含め、並びに専任コーディネーターの配置がされているということでございますので、この2点をお伺いをもう少しさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまのみんなの学校応援団とコーディネーターの関係ということで答弁させてもらいたいというふうに思います。

関連がありますので、併せてお話しさせてもらいたいと思うのですが、まずみんなの学校応援団につきましては、これまでも先ほど申し上げましたとおり過去からずっとこの更別村という地域は学校にいろいろな協力をしていただいております。まず基本は、この積み上げてきた地域の協力体制をみんなの学校応援団に取り込もうではないか、そういう形で、これまでいろいろ協力してきた方々をお願いをしながら、改めて学校の応援団という形の姿の中で協力をしていただいているところでございます。例えば先ほどのJAさらべつの青年部の方々のいろいろなご協力もあります。この方々、この団体も過去ずっとこれまで学校に対して様々な協力をしていただいております。これを新たな学校応援団という形にして、お願いする部分についてはコーディネーターの役目ということで、コーディネータ

一がこれまで協力していただいた実績のある方々に改めてこのコミュニティ・スクールの内容をご説明申し上げて、組織をつくっていったという状況になっております。

私は、コミュニティ・スクールについてはまだ2年目ですけれども、去年、おとしの行政懇談会あるいは各学校のPTA懇談会の中で皆さんに説明を申し上げます。地域の行政懇談会の中でお話しした中では、本当にいい取組だと、ぜひ協力したいというふうな形でご意見いただいた地域もございます。そういう部分を考えますと、やはり地域の方は学校に協力する体制については違和感がないのかなというふうな感じを受けております。そういう部分も受けまして、今後これまで協力していた方以外にもまだまだそういう形で協力したいという方もいらっしゃると思います。いろんな分野があります。私はいろんな分野の協力体制をつくりたいと思っておりますので、このコーディネーターを通じてその地域のつながりを深めていきたいなというふうに思っております。あわせて、このコーディネーターにつきましても、昨年まで小中学校で校長先生やられた方なものですから、まして更別村出身の方ということもあって、本当に地域になじんでいるというか、地域の方も非常に受け入れやすい方なものですから、行ってお願いしたときにより早くお引受けをいただいているところでもございます。

過日、学校で地域の基幹産業の学習をということで、畑作と酪農ということで、たまたま酪農は学校に子どもがいらっしゃる保護者の方がいらっしゃらなかったものですから、全く学校と今は関係、縁が遠くなっている方だったのですけれども、コーディネーターの方の力を借りて何とか酪農についても子どもたちに授業をすることができました。まだ始めて、4月、コーディネーターの方なのですけれども、本当に着実に実績を上げてきてもらっておりますので、このまま教育委員会としてもバックアップ体制をきちんと取りながら推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま詳しくお話をいただきました。本当にありがとうございます。始まって2年ではあるけれども、今までも地域の中で様々な、上更別小学校におきましても農業のお話といたしますか、そういったことで、今でいう応援団ですね、そのようにしてきたこともありますし、どこの地域におかれましてもこれはいいことだということで、ぜひとも学校に出向いて関わりを持ち、そして楽しみながら、コミスク通信などを見ております限りでは、裁縫の支援ですとか、粘土細工ですとか、普通に暮らしている様々な年代の方たちがこの応援団になって子どもを総がかりで育てて、見ていこうという取組は私自身もすばらしいなと思っておりますし、自分でしたら何ができるのだろうかとかと問いかけもしているところがございます。何といたしましても家庭教育がもちろん一番大事でありますし、また各学校、そして関係する多くの皆様のご努力があつてのふるさと教育だと認識しているところであります。目に見えて形あるものとは異なりまして、何度も申しますけれども、人と人、心と心のつながりで地域社会の共存の中から育まれ、醸成されていくふるさと、そんな子ども

もたちに寄り添い、見守りつつ、この取組を皆様と共に応援していけたらなと強く思ったところでございます。

また、ここにもございますけれども、コミスク通信、情報提供の在り方、いろいろと懇談会等でお話をされたということを今お伺いしたところでありますけれども、もっともっと、ホームページもそうでしょうし、いろんな面でどんどん投げかけて応援団の輪を広げていってほしいとは思っておりますけれども、何かそういうまた新たな情報提供の方法ですとかお考え等がありましたら、教えていただきたいなとも思っております。

そして、人口、少子高齢化ということもありまして、2045年の推計人口が2,425人と、また年齢別人口で、関連になりますけれども、人口のゼロ歳から14歳、これが260人ほどになるという、あくまでも推計であります。こういったことから、子どもを地域ぐるみで応援をして、ふるさとを知り、学び、ここに絶対に残らなくてはいけないということではなくて、学業等で外に、本州等に行く場合もあるでしょう、また何かのきっかけでこの更別村に戻ってくることもあると思うのです。そういった際に、醸成された心の中にしまわれたふるさと感がきっと何かの役に立つのではないかと。私も今まで、ここで生まれ、育ち、いろんなところでも生活をしてまいりましたけれども、今になって本当にこの更別村はとてもよいところだと実感しているわけでありますので、私が思うふるさと教育は究極の人としての在り方、自ら考え、行動していくために更別の地域社会の中で多くの物や人と触れ合うことによって吸収していくのではないかなと思っております。

最後の質問になりますけれども、情報提供の方法、在り方、これを最後にお伺いをいたしまして、よろしくお願ひいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまご質問をいただきました。コミュニティ・スクールに関わる、ふるさと教育に関わる情報提供の新たな在り方ということでご質問をいただきました。

コミュニティ・スクールについての村民に対する情報提供につきましては、学校だよりあるいはコミュニティ・スクール通信でお伝えしているところでございます。現在それ以外には、例えば2月の第3日曜日に開催しております更別村教育の日村民集會にコミュニティ・スクールに関わる掲示板を持ちながら、村民の皆様へ情報提供をしているところでございます。あわせて、コミュニティ・スクールで何が行われているのか、あるいは地域の方がどのような協力をしていただけるのか、ただ単なるふるさと教育に関する在り方だけではなくて、地域の方にこれだけ協力してもらっていますよというような情報提供を村内の村民の方に情報発信しないと、自分もしたいのだけれども、どういう形であれば協力できるのかというような、そういうような分からない部分も出てくると思いますので、あらゆる面でどういう活動をしているのか、それがどういうふるさと教育につながっているのかという部分についてはきちんと細かく説明してまいりたいというふうに思います。

今のところ、村内放送ということもちょっとできないのかとも思いますので、やっております学級通信あるいはコミュニティ・スクールだよりの中で、先ほど申し上げましたとおり、

ふるさと教育に関わるCSの取組内容、村民の方の関わり方、または教育の日における活動内容について報告をして、村民の方に新たな周知をしていきたいなと思っております。逆に、本当に有効な村民の活動に対する周知方法があれば、今後いろんな皆様からご意見を伺いながら取り進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長 1問目は今でよろしいですか。

○3番小谷議員 はい、ありがとうございました。

○議 長 続いて村政に関する一般質問をお願いいたします。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 それでは、続きまして質問事項2点目、学校給食のふるさと給食についてであります。

国では、学校教育法が昭和22年に、学校給食法は昭和29年に施行され、児童生徒の栄養補給を目標として始まり、その後子どもたちの心身の健全な発達に教育上の役割が認められ、学校給食が教育活動の一環として定着してきたと伺っております。更別村では、昭和40年より学校給食が開始され、現学校給食センターは昭和54年に新築、平成24年からは更別幼稚園、上更別幼稚園、現認定こども園、更別小学校、上更別小学校、更別中央中学校に、令和元年度、1日平均357食の配食数、平成29年度、380食とお聞きいたしました。

ちなみに、食育基本法が平成17年に施行となり、国民が食への意識を高め、健全な食生活が生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられており、この食育の推進に関しては学校給食摂取基準でもうたわれ、献立が考えられていくようです。中でも、平成19年よりふるさと給食が始まり、目的としては十勝や更別村で取れる新鮮な食材について知り、郷土への関心や理解を深め、地産地消と食育の推進を図り、より安全、安心な給食の提供とございます。特に6月、9月、11月は推進月間として、給食センター、JAさらべつ、各学校が協力する取組とのこと。さきに述べました食育の観点からも、生きることは食べることですから、住んでいる更別をふるさと給食から改めて知り、学ぶことは大切です。

ふるさと給食助成金として村より初年度、平成19年度は50万円、令和2年度は150万円と増加傾向ですが、年間回数は変わらず、2回ぐらいとお聞きいたしました。以前は3回の年もあったとお伺いいたしております。13年間継続しているのはよい取組のあかしですし、子どもたちが食育はもちろん、更別の食材からおいしく、なおかつ学びにつながることは誰もが応援したいふるさと給食の充実です。しかし、助成金はほぼ3倍に増加いたしておりますが、推進月間もある中、年間回数の増加に至らない理由と、JAさらべつとの協力とございましたが、ふるさと給食の農畜産物など食材提供者の選定方法と2点、教育長の見解をお伺いしたいと存じます。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 小谷議員の学校給食のふるさと給食についてのご質問にお答え申し上げたい

というふうに思います。

令和元年度、更別村学校給食センター運営委員会学校給食会計の食材料費の総支出額につきましては、1,731万3,711円であります。これに関わる財源の一部として、ふるさと給食事業助成150万円が充てられております。また、本事業助成の主な使い道につきましては、交付要綱第1条に規定された地元、近郊で生産された食材に85万2,117円、安心、安全な国内産の食材に7万5,040円、かしわ餅、クリスマスケーキなど食育食材に15万3,303円、臨時休校等に関わる学校給食安定化のために50万4,130円、総額187万1,330円に充てられております。

初めのご質問になりますふるさと給食の年間回数の増加に至らない理由ですが、質問にもありましたけれども、これにつきましては年3回、6月と9月と11月をふるさと給食月間と位置づけし、給食に地場産の農産物の提供をしているところでございます。特にこの3か月間は、旬の食材が調達できます。6月はアスパラガス、9月はメークイン、11月はタマネギ、カボチャ、あるいはさらべつ和牛、友好姉妹都市の東松島市さんのお米、焼きのり等を児童に提供できる期間でもあります。このため、この期間においては改めて地元で収穫されたメニューであることを知らせる文書を各教室に掲示し、子どもたちに学習してもらうと同時に、本村に配置されております栄養教諭が給食時に各教室を回ってふるさと給食について直接説明をする時間を設定してございます。しかしながら、ふるさと給食事業についてはこれ以外の月にも年間を通して地場産の食材の確保に使われておりまして、決してこの3回の取組月間だけで使われているものではないことをご理解いただきたいというふうに思います。

私としましては、昨年度191日の長期にわたり提供される学校給食において、特に旬の食材を提供できる期間を強調月間として取り進めることは子どもたちの食育に対する取組にもめり張りがつくと考えております。このことから、この指導体制は維持してまいりたいというふうに考えております。

次に、ふるさと給食の農畜産物など食材提供者の選定方法についてでございますが、現在進めております方法といたしましては、まず食材の確保を安定して任せることができるJAさらべつを主要業者として進めております。また、JAさらべつで取り扱っていない例えばさらべつさんうどんですとか、でん粉等の特産品、ヤーコン、ゴボウ、大根、ナガイモ等の野菜類、そしてこどもの日やクリスマス等に提供される行事食については、献立に合わせて村内の中で提供できる事業者を探し、納入していただいているところでございます。食材提供者の選定方法については、まず安全、安心な食材を提供できる事業者を選定することが第一と考えますが、ふるさと給食に関わる地元の農畜産物につきましては生産者の顔が見え、安全な食材であることが確約されているものであることから、現状の購入方法を維持してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいまご回答を詳しくふるさと給食につきましていただきました。ありがとうございます。

1つ目の年間回数が増加に至らない点は何かということでお伺いをいたしました。旬の食材調達ができるということで、確かにその月にお話ございましたようにアスパラですとか、メークイン、タマネギ等々たくさんのもがこの更別村で収穫できるわけでありまして、ふるさと給食推進月間としているのはなるほどだなと思ったところです。また、年間を通しての更別の食材利用等のお話でありました。家庭、家族との食育ももちろん大切でありますけれども、せっかくのこの地域ですので、生産者の顔が見え、新鮮で、地元の食文化の継承など含めてふるさととの学びの一つとしてふるさと給食のストーリー性が大変見てとれて、うれしく思っているところでございます。私といたしましては、できますれば春夏秋冬、材料調達、配食数等がどうございますので、春夏秋冬といいましても無理があるかもしれせんけれども、そういった感じで、そうすると4回、しかしながらその推進月間といたしましての3回を中心に行っているものだというお話も伺いましたので、理解させていただいたところでございます。

それと、2つ目の食材提供者の選定方法のことではありますが、もちろんJAさらべつを主要業者としている。これは全くそのとおりで、よいことではございますが、また献立に合わせて、行事食等につきましても地元にも様々な業者もおりますので、利用されているというお話も受けまして、大変分かりやすく、自分自身といたしましても理解したところでございます。

最後になりますけれども、学校給食の全般につきましてもちょっとお伺いをさせていただきたいと思っております。たしか給食のモニターというものがあるかと思うのですが、経験者の方からは、とてもおいしく、更別の給食はおいしいという評判だと言っておられましたし、ではそのほかはどうだということでは決してございませんが、モニターの人数ですとか回数とか、ちょっと存じておりませんので、教えていただけたらなと思っております。

それと新聞等でもちょっと話題になりました。帯広市の小中学校の給食の品数が1品少なくなったというお話が出ておりました。8月の下旬だったかと思っております。これは、調理員の勤務体制の影響でおかずが減ってしまったけれども、一斉休校で授業日数確保で夏休みの登校日数を10日に設定し、授業は午前中でありましたが、給食の提供をしたところ、臨時任用調理人の人数関係でおかずが2品のところ1品になってしまって、これはどういうことなのだというお話がございました。子どもたちにしわ寄せが来るのはおかしいということで、冬休みには6日間の登校日、そして調理員の確保とおかずは元に戻るというお話が載ってございましたので、更別ではそういうことがないとは思いますが、お聞きいたしまして最後にしたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 最初のご質問であります学校給食のモニターの方の人数と回数なのですが、私今回の通告の中で全般のところの数字はちょっと今日押さえておりませんので、各

学校からそれぞれモニターの方を出していただいて給食の試食をしてもらおうということで進めております。

次に、帯広市で新聞にも報道されましたけれども、1品が減ったということで、これは調理員の方々の勤務日数の関係でどうしても休まざるを得ない状況になって、人数的な確保ができなくて減ったというような形で私は聞いております。ただし、本村についてはそういうことはございませんで、きちんと通常勤務しております調理員の方がいつもと同じような内容の給食を提供しております。それで、今回当然休み中も出てきて調理していただきました。休業中も調理員の方については当然休みにはなりませんので、出てきていただいて、給食の提供がないときには場内の清掃ですとか、そういう業務に当たっていただいております。ただ、結構長期にわたって休業が続きましたので、いつまでも何回も場内清掃ということになりませんので、そういう部分につきましてはまた別な業務を、調理とまた違いましたけれども、業務に当たっていただいたところでもあります。ただ、調理員の方の中には小学校に通う子どもさんをお持ちの調理員の方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては特別休暇という形の中で休んでいただいて対応していただいたということになっております。

以上でございます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ありがとうございます。

○議 長 この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項は、さらべつまるごとブランディングプロジェクトについてです。質問の要旨ですが、さらべつまるごとブランディングプロジェクトの進捗状況及び村と地域包括連携を結んでいる株式会社スノーピークとの今後の関わりについて質問させていただきます。

さらべつまるごとブランディングプロジェクトは3か年の事業で、1年目は更別の郊外観光ブランディング、2年目は市街地ブランディング、そして3年目の本年は1年目、2年目の郊外、市街地のブランディングと併せ、観光産業や商工連携による活性化プロジェクトとして取り進めています。3か年の事業費は総額2,730万円で、更別村と地域包括連携を結んでいる株式会社スノーピーク地方創生コンサルティングが事業を請け負い、コンサルテ

ィングし、更別村の魅力を民間企業で培われたノウハウを使い再発見してブランド化し、活性化を図ろうとしています。なかなか課題解決となる具体的な策が見えてきていないようにも見えますが、どの程度の進捗状況か、1年目、2年目のブランディング事業から導き出されたことと3年目の進捗状況を併せて今後の具体的な見解をお聞きしたいと思います。

私は、スノーピークのブランド力をいろいろな形で、民間の集客力あるアウトドア会社が仕掛けるキャンピングイベントやそのノウハウ、スノーピークのタープを使って商店街まちづくりで映えを狙うなど、生かしていかなければならないと思っておりますし、それが更別の魅力と合致し、長く継続していくものにしていかなければならないと思っております。今後更別村はどのように地域包括連携を結んでいるスノーピークと関わっていくのか、さらべつまるごとブランディングプロジェクトの事業が終了した後も含め、村長の見解をお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんのさらべつまるごとブランディングプロジェクトにつきましてのご質問にお答えをいたします。

さらべつまるごとブランディングプロジェクトにつきましては、平成30年度から3か年の計画で事業として進めておりまして、本年が最終年度として事業計画をまとめる年度となります。議員ご質問のとおり、本事業につきましては、地域の観光資源の開発や磨き上げにより首都圏からの交流人口の呼び込みと地域を巻き込む事業展開の実践により、様々なプログラムの実施により将来を担える人材を育てるとともに、地域の活性化とにぎわいを創出することを目標としております。

計画の検討につきましては、事業1年目にさらべつブランディング協議会を設立し、関係機関、団体の皆様のご協力の下、郊外地のブランディングをテーマに協議を重ねております。協議会での意見交換や村外の方を対象にしたアンケートでのご意見、さらには各種調査を参考として、十勝、更別の風景が道外の観光客の方が持つ北海道のイメージに最も近いこと、また空港から近く、交通アクセスに優位性があることといった観点から、本村を十勝の野遊び観光の拠点とする提案、また大規模農業とアウトドアによるブランディング化などについて提言を受けております。

2年目は、平成22年度に策定しました更別村市街地活性化計画における各事業の実施状況について検証しつつ、市街地のにぎわいをもたらすために今後必要となるもの、あるいは将来にわたって更別に残したいものなどについて議論を深めています。公共施設の利活用の効率化、冬期の集客施設の不足、居住環境の向上の必要性等について意見交換を行っております。このほか、村内どこでもキャンプができる環境の整備、観光、集客施設の名称の見直し、案内看板の統一化など、これまでの議論を踏まえて提案があるところですが、実現に当たっては、制度的な課題とともにブランディングや活性化を推進する担い手の不足が提起をされているところであります。

令和2年度におきましては、最終年度であることから、本村の課題やこれまでいただいた

ご意見を踏まえ、村民が気がつかない本村の魅力の活用に努めるとともに、交流人口の増加に向けたプランの具体化と本村にふさわしいブランド化によるにぎわいの創出を目指し、ハード、ソフトの両面から実施計画を策定してまいります。一方で、国内外において大きな課題となっております新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の移動の制限、また心理的にも移動や外出を控える状況となっております、新たな生活様式への対応が必要となっております。目標とする交流人口の拡大とともに感染防止対策の視点を踏まえつつ、計画策定に努めてまいります。

また、スノーピーク社との連携につきましては、お互いの資源の活用と協力によりまちづくりを推進することを目的に、平成29年9月30日に包括連携協定を締結しております。本村のまちづくりに関する様々な取組につきまして今後も協定を継続いたしたく、相手があることではございますが、事業の終了後においても協力関係を維持してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今答弁していただきましたが、このブランディング計画において、今村長の答弁で制度的な課題、担い手、人手不足ですよね、そういったことの課題が挙げられました。制度的な課題というのは、公共施設の在り方、整備、その辺も含めての制度的な在り方なのかなということは推測できるのですけれども、その制度的な課題、担い手不足というのは本ブランディング3か年計画を進めていく上で村として課題に持っていたことなのではないかなと思います。当然先ほどの同僚議員の一般質問でもございました旧レストラン白樺の現状とかも人手について危惧されているところもありますし、上田議員の熱中小学校のところでも人手不足、そういったところの課題というものは見られていて、このブランディングを進める上でこの課題を解決していくことを前提で取り進めていかなければいけない課題だったのではないかなと、私はそう感じているところでもあります、村長はどのように思っているでしょうか。

計画を本年まである程度道筋をつけていくことが今回の策定で進めるべきところだったと思いますし、そういった計画が今この3か年の中で立てた計画の中で実行していける計画となっていけるのではないかなと思っております。その辺実行していける計画になっているのか、すべきではないのか、そうしていかなければこのブランディングというものが成功しないのではないかという懸念をしておりますが、その辺の村長の考えを示していただきたいと思えます。

制度的な課題という面で公共施設ということがございましたが、詳しく公共的な課題というものはどういった課題があるのかも併せてお示しいただければと思います。更別村にはたくさんの公共施設があります。プール、すももの里、トレーニングセンター、改善センター、福祉センター、ふるさと館、温泉、熱中機構、マナカ、公園、パークゴルフ場、村営牧場、道の駅、それに併せて商店街も活性化していかなければなりませんし、村の公共施設に

はたくさんの方の活用ができる場所があるのですが、どのように構想を描いているのか、その具体性が、ブランディング1年目、2年目の郊内、郊外のブランディングと併せてもなかなか構想が見えてきていないように見えるのですが、その課題はどのように捉えているのかということをご質問させていただきたいと思います。

あと、先ほどの同僚議員の中でまちの駅構想ということも村長答弁でおっしゃっていましたが、まちの駅構想とは、ブランディングとの関わり、位置づけということで答弁、先ほどおっしゃっていましたが、まちの駅構想というものはどこまで進んでいるのでしょうか。また、まちの駅というと、ちょっと違うかもしれませんが、道の駅との関わり、更別村には公共施設がある中でただ公共施設増やしていけばいいということにはなりませんし、やっぱり採算性と併せた計画性のある事業を展開していかなければならないと思っております。まちの駅との考え方の精査はどこまで進んでいるのか。公共施設全体を精査した中で導かれる答えだと思っておりますが、どのように考えるかお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 最初の質問のところでスノーピークとの連携等について若干補足をさせていただきたいと思っております。スノーピークとの包括連携協定でありますけれども、観光と主に防災分野でしております。これまでお知らせする機会はなかったのですが、災害発生時には常に連絡を取っております。適宜状況確認と情報共有を行っていることであります。また、協定にはうたっておりませんが、万一の場合にはテントの提供やボランティアの派遣など協力をいただけることになっております。アンダーコロナの状況において、ウィズコロナの状況におきましては、災害への対応の範囲が拡大しており、今後もその連携を継続していきたいということでもあります。

もう一つは、前々からも太田議員さんいつも強調されていますけれども、スノーピークの持つブランド力について活用が不足しているのではないかというお話だったのでありますが、これについても補足をさせていただきます。人生に野遊びをというキーワードに、信頼されるものづくりを主体としてキャンプ場の運営やイベントづくりなど、地方との連携を重視しています。具体的には、帯広のポロシリキャンプ場、高知県の越知町これは町長さんと議長さん来られましたけれども仁淀川のキャンプ場、長崎県の白馬キャンプ場の運営です。イベント等、三条市、信濃川におけるミズベリングというような市民一体型イベント、今年はコロナの関係で中止となっているそうですけれども、地元貢献を実践する企業でありまして、この力を借りていきたいということと、いろんな形で、これは思い描いているところでもありますけれども、ほかの全国の町村もそうですけれども、指定管理等を頼めば一生懸命やってくれるということと、若い人材が豊富にいるということで、その部分でもいろんな形でいろんな提案がしていただけるのではないかというふうにお話をしております。

2つ目の道筋ということでもあります。これは、最初30年度にスタートしました第6期総のまちづくりテーマとして、いつまでも住みたい、住み続けたい、ともにつくり、みんなの夢大地をテーマに30年より3か年、そしてブランディングによる活性化を図っていきま

ようと。重点目標は、やっぱり新たな人の流れを増やし、住んでみたいまちをつくる、令和3年度には更別村観光ブランディング計画を策定するというようなこととなっております、1年目からワークショップ等を、14団体ですかね、観光協会、商工会事務局、青年部、女性部、JAさん経営相談課、青年部、女性部、さらべつ振興公社、熱中開拓機構、十勝スピードウェイ、道銀総研が入っておりますけれども、ディスティネーション十勝、これは帯広で展開をしている部分です。企画課、それとスノーピーク地方創生コンサルティングということでやっております。初年度から何回かに分けてミーティング、協議会、年度ごとにそれぞれ計画に従ってやっております。

今道筋としては、市街地における農村公園などの集客とか、カントリーパーク、道の駅、郊外の集客施設等の連携による利用率の向上、また大規模農業を展開する本村の雄大なイメージを活用した、これを念頭に置いた新たな提案を踏まえて具体的な内容について取りまとめているところであります。総じて、太田議員さんおっしゃったように、ほかの公共施設とか観光施設あるわけです。その部分と今進めているブランディング、だんだん周りから市街地に対して計画を進めてきて、いろんな形での提案も受けているわけですが、その部分はしっかりと公共施設との関連性とか、ふるさと館の活用であるとか、例えばプールの活用とか、あるいはトレーニングセンターの活用とか、いろんなことあります。その辺も含めて、それと今ここにある、先ほども上田議員さんのお話の中でもお話をさせてもらったのですけれども、総じて点だけ見るとよく分かりにくいのですけれども、まち全体とすればその辺の部分のつながり等が見えてきますし、どの部分を、公共施設等の制度的な部分とかというような話はありませんけれども、どういうふうに整理をしてブランディングのところで結合させていくかということが重要になってくると思うのです。それをやっぱりしていかなければいけないというふうなことで、今年その部分についてしっかりと提案をしてもらいたいというふうに思っています。

まちの駅構想ですが、これは上田議員さんありました。織田議員さんのお話も全部ひっくるめて、私は俯瞰的に村を見なければいけないというふうに思っています、個々の利点とかいろいろな課題とかがあるので、総じて見れば、それをプラスの方向に持っていくという方向に、そういう点につきましては、上田議員さんの質問と重複をしますが、公園遊具等にたくさんの方が来たり、熱中小学校もありますし、地域創造複合施設もありますし、いろんな形でまち全体の動きは、マナカ等々、商店街等々含めると非常にそろっているということもあります。その部分でしっかりと、まちの駅構想というのですか、今実際にまちの駅の設置状況は北海道では今8つということで、道の駅の中の一環としてまちの駅というような見方もありますのですけれども、上田議員さんにお答えしたとおり、3つの観点から、出会いとまちづくりと、そして官民を問わない設置運営形態ということで、最低でも休憩場所としてトイレがある。まちの案内機構がある。交流機関があるとかという部分で、それぞれのまちの特徴を生かしながら、そしてほかのまちの駅と連携をしながらそういう形で進めているということで、これについてはぜひとも実現を本当に真剣に

考えていかなければいけないというふうに思っていますし、構想ではありますけれども、実際にブランディングの方々には自分としてはまちの駅構想ということで1つ、この辺での計画というのですか、そういう絵を私も描いていますけれども、それを出していただきたいと、それに基づいて具体的に手がけていきたいと思いますし、そういうことにすればいろんなものがつながってきて、人の動きとか、交流人口、関係人口ということもありますけれども、今必要なのはやっぱり人でありまして、雇用でありますし、いろんな企業誘致もありますけれども、観光資源とか、そういう部分についてはそういうものを総体的に見据えた、そういうような計画というのですか、そういうものが必要であると思っておりますし、その部分はやっぱり今考えていかなければいけないというふうに思っています。

道の駅等もありますし、キャンプ場が今キャンプブームの再来ということがありましてたくさんの人たちが来ていますし、今コロナの状況で大変な状況ではあるのですが、あそこの部分と道の駅の今後の方向性とか、例えば今一番大変な課題はプラムカントリーですか、パーク人口が減っているのです。これは如実に数字になって表れていますので、あそこの部分を、広大な土地で国際ライセンスを持った施設でありますけれども、その部分の利活用もやっぱり全体として考えていかないと駄目なのではないかというふうに思って、そこら辺はいつまでも、いつも安村議員さん言われますけれども、検討する、検討するでは駄目なのだと、一歩前へ出て、しっかり具体案を持って示せというようなことでありますので、私はその部分はしっかりと議員の皆さん方に提示をして、また皆さん方のお知恵を拝借しながら、村民の皆さんの意見も聞きながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 5番、太田さん。

○5番太田議員 このブランディングの3か年の計画において、制度的な課題、担い手不足、そういったことはこの3年間である程度の方向性は示していかなければ、どれだけ絵に描いたものがきれいであろうともなかなかその実現に向けては難しいと思っております。ましてや、この3か年の計画を中期総合計画とかに盛り込んでくるということになれば、なおのこと具体性、制度や担い手、公共施設の在り方、その整備については本年度中に示していかなければいけない課題なのではないかなと思っております。

公共施設、まちの駅ということも村長答弁でおっしゃっていましたが、観光という面で熱中小学校というところを中心に、中心にしなくてもいいのですけれども、そこから考えたとすれば、そこからまちの駅がある。そこには公園があり、村民グラウンドがあり、改善センターがあり、プールがあって、まずそこまでの間でもっと創造複合施設と言えるぐらいの夢を持ってとか、プランを持って進めていかなければ、熱中機構だけで地域創造複合施設、そういう名前だからいいのですけれども、広げていったときにどんどん、どんどんそれは発展しなければいけませんし、それを商店街の活性化ということで考えたときにも、熱中小学校が商店街の近くにあります。だから、みんな道になっているからつながっている

と、僕はそういうことではないと思うのです。

このブランディングでスノーピークのブランド力、集客力というものを考えれば、商店街に例えば1回目の質問でも言いましたけれども、スノーピークのタープをばあっとつくって、神社から商店街の並びにタープをつくってそれだけでもスノーピークというブランドのブランド力を生かして、そこで何か写真を撮ろうとか、点になっているところが少しでも線になっていくと思うのです。だから、そういった工夫をどんどん、どんどんしていかないと、こんなふうにします、こんなふうにして活性化しますというのを、夢物語というわけではないですけども、人生に野遊びと言われても何かぴんとこないというか、こういうふうにするのだ、更別村はこういうふうに進んでいくのだという方向性というものがないか見えてこないと思いますので、ぜひ具体的な、商店街と熱中機構をつなげるのはタープでつなげて、そこは点と点を線にしよう。

そして、まちの駅構想、これ道の駅と何が差ができるかといったら、僕は更別から何か仕掛ける策だと思うのです。更別はまちの駅づくりでしたので終わりですかというのでは駄目だと思うのです。まちの駅をつくりました。では、更別村でみんな一緒にスタンプラリーやりませんかというのを更別発信で更別が一番にその事業を始めて何か仕掛けるということが更別のブランド力とかの発信につながるとし、知名度につながっていくと思っております。

また、先ほど話した公園やグラウンド、改善センター、プールまでの道づくり、こういったものは本当に考えていかなければいけないですし、スノーピークさんはやっぱりアウトドアを中心とした遊びとか、そういったことが得意な会社でありますから、公園、グラウンド、プール、改善センターにはトレーニングセンターまであって、本当すばらしい公共施設がありますから、それを生かさない手はないと思うのです。プールでも、決算のときも僕言いましたけれども、修繕かかっている。修繕かかった中で、更別村のその中で残していく魅力ってどんなものにしなればいけないのかということと、これをどんどん、どんどん考えた一歩ちょっと先をいった計画というものを立てていかないと、このブランディングというものがなぜか台なしになってしまうような気がしますから、その辺の考えをちょっとお聞かせいただきたい。

今後地域包括連携を結んでいるスノーピークとの協力関係、具体的な取組は何か必要なのか、村のメッセージはどのようにつくっていったらいいか、スノーピークと整合性合わせて関係を築いていくのか、スノーピークのノウハウだけで、スノーピークのブランド力や集客力ということだけを考えてはなかなか活性化というものには結びつかなくて、村人である私たちが活性化に対して課題というものをどんどん、どんどんスノーピークさんと話し合いながら、よりよい3年、2,330万の価値に合った村にしてほしいと思います。その辺をどこまで求めていくのか、もう一歩踏み込んだ計画と方向性を示さなければ実行に向けては見切り発車で課題ばかりの政策となるのではないかと思いますから、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 本当にそのとおりです。同感であります。太田議員おっしゃったように、このブランディング始める前にここで話したと思うのです。点としては存在していると、面までなってきたと。これ抽象的な言い方ですけども、でもつながっていないと。一つ一つがばらばらにあって、それぞれいろんな集客とかいろんなものをやっているのだけれども、村には本当に価値のある財産というのですか、いっぱいあるのです。それは、議員さん各位からご指摘をされているところです。そこをつなげて結んで、具体的に次の段階にどういくのと。

例えばプール一つにしても、修繕する、管理するではなくて、もっともっと活用の仕方ありますよね。例えば今インストラクターが来ています。でも、そのインストラクターの幅を広げていたり、今健康がありますよね、お年寄りの方たちが水中でエアロビをする。あるいは、プロのあそこにいるインストラクターは競泳等でかなりできます。練習もできますし、少年団ばかりではなくてそういうこともできる。できれば、本当に周りの町村から更別のプールに行きたいと、あそこに行けばいろんな活動していて、いろんなものをしていて。子どもから年寄りまでいろんな形で楽しめるし、そして健康にもなる。そういうところに一歩踏み出すということなのです。そのためには、思い切ったブランディングというよりも、その中でどう活用していくかということなのです。

トレセン一つもそうです。もちろん土間体育館もそうです。土間体育館と言ったらあれですけども、あんな広いところがあって、冬は練習できる。価値ある人たちは、釧路からでも高校野球のメンバー来ます。でも、あそこの利活用だって、本当に村の子たちは一生懸命冬の間スポーツをしたりしていますけれども、あそこを本気で活用しようと思えば、どんどん、どんどん広がっていきます。そして、前には大きな村の圃場もあつたり、グラウンドというのですか、サッカー場もあつたり、使い方によってはこれは非常に、本当に活性化できる部分があります。

幸いなことに、今いろんなブランディングとか、いろんな話の中でできている中で、企業さんが来たり、いろんな形で人のつながりができたりして、今の状況を見ると、村外から、あるいはいろんなところから、首都圏からも人がたくさん来ていて、村民の皆さんからも、本当にいろんな報道とかマスコミの中で全然私が本当に気がついていなかったところで社会福祉協議会とかいろんなボランティアの方とか、いろんな活動されていますよね。それは、更別市街にしても上更別市街にしても農村地区、これの相乗作用が今、があつと出てきているのです。この中でありますけれども、これは1つは大きなチャンスとして捉えなければいけないですし、これはビジネスチャンスでもありますし、本当に活性化をしていく。村の存亡をかけてしっかりやっていくという、スーパーシティーもありますけれども、それを大上段に構えることだけではなくて、足元もしっかり固めながらということもありますけれども、そこをしっかりとやっていく。

そのためには、今太田議員さんがおっしゃったその公共施設はどういうふうに活用し

ていくのか、あるいは商店街のタープの話ありました。これもすごく素晴らしいことです。そういう形でスノーピークさんが持っているブランド力で、例えば去年やったナイトマーケット、すごかったではないですか。商工会青年部とそれぞれ地域おこし隊が一体となった。そういうものをどんどん、どんどんアイデアとか知恵を実際に実践していくということです。思い描くだったら誰でもできます。それは絵に描いた餅です。私は、自分自身にも言い聞かせていますけれども、言ったことは必ず実行しなければ何の価値もないですよ、結果を出さなければ。

そういう意味でいえば、今分譲地もできてきますし、光回線もできる。まさに本当に困難な状況でありますけれども、近未来は近づいていますし、逆に言えば絶好のチャンスなのです。これをいかに先進的にやるのが後々の世代にバトンをしっかりと渡していけることになると思います。そういう点では、今ワーケーションとか、いろんな観光と仕事を結びつけた、これも実際にテントを張ったりして、今年はコロナでちょっと実施時期は遅れていますけれども、公園でスノーピークさんのテントを使ったりして会議を行ったり、畑で行ったり、キャンプ場で行ったりということもやっています。いろんなところでやっておりますけれども、そういうところも含めましてしっかりとその部分の展開を、やっぱり大きくくりの中ですっきりと見据えて、これも本当にそう思うのですけれども、まちづくりを、人づくりとか、いろんな観光とか、いろんな交通の関係ありますけれども、そこを今こそ全体として考えて組み立てて、実際にやっていくということが必要ではないかと思っておりますし、その先頭に立って切り開いていかなければいけないと思っております。ますます議員の皆さんのお知恵、お力を拝借して、いろんなことをご指摘、ご指導いただければ本当にありがたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ぜひ一歩踏み込んだ更別村の活性化を目指して、私プールぐらいまでの話ししかしませんでしたけれども、そこから延長でふるさと館、プラムカントリー、すももの里、スピードウェイ、大きく更別村に発展して行って、さらべつまるごとブランディングプロジェクトという名称に合ったブランディングの実行を望んでおります。

以上で一般質問を終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第7 議員の派遣の件

○議 長 日程第7、議員の派遣の件を議題といたします。

10月9日に大樹町で開催される南十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、10月9日に大樹町で開催される南十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定しました。

◎日程第8 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第8、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会から新型コロナウイルス感染症に対する教育環境の現状について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和2年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時22分閉会)